



Title	法と情報空間（３）：近代日本における法情報の構築と変容
Author(s)	郭，薇
Citation	北大法学論集，66(4)，252[65]-189[128]
Issue Date	2015-11-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60261
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no4_05.pdf



法と情報空間（3）

—— 近代日本における法情報の構築と変容 ——

郭 薇

目 次

序章 法的コミュニケーションの研究とその意義

第一章 情報としての法—法的コミュニケーションの研究

（以上、66巻2号）

第一部 メディア主導の法情報

第二章 マスコミにおける法的問題の構築—新聞を素材に

第三章 雑誌における法的問題の構築—『法律時報』の事例研究を
兼ねて

第一節 法律雑誌というメディア （以上、66巻3号）

第二節 法律雑誌の大衆化は可能なのか

第三節 法律雑誌と立法

第四章 法情報の性質—社会性と専門性の間

第一節 法情報の社会性

第二節 専門家の反応—法的議論の多層化

第三節 「専門性」と情報発信—法情報社会論に向けて

（以上、66巻4号）

第二部 ユーザ主導の法情報—2010年公訴時効改正を素材として

第五章 2010年公訴時効改正の法制審議会における世論の役割

第六章 裁判の言説と世論の言説—足立区女性教員殺害事件を素材
として

第七章 公訴時効をめぐる各メディアの言説

第八章 「世論」という情報—ユーザ視点の法情報をめぐる概念

結論 法情報の受容

第三章 雑誌における法的問題の構築 —『法律時報』の事例研究を兼ねて

第二節 法律雑誌の大衆化は可能なのか —『法律時報』（1929-1936）の編集過程を素材として

本節では、法律雑誌の大衆化戦略に焦点を当てて、事例研究の形で考察する。具体的には、日本で最も古い法律雑誌である1929年創刊した『法律時報』を検討の対象とする。86年間に渡って刊行されてきたことを考慮すると、それぞれの時代で『法律時報』が採用してきた編集の戦略が成功したといえるのかもしれない。従って、『法律時報』の編集過程と内容構成は、単なる個別メディアの事情を超え、法律家の情報発信として法的コミュニケーションのメカニズムやその変容を理解する手掛かりになると思われる。

ところで、そもそも「大衆化」という発想は、限られた読者層を想定した専門誌である法律雑誌の性格と無関係ではないか、とも思われる。この点について、「大衆化」という概念の内実から敷衍しておきたい。既存のメディア研究では、メディアの大衆化を量的な側面の「大衆化」と質的な側面の「大衆化」を分けて論じている。例えば新聞の場合、発行部数や読者とオーディエンスの総数、大衆を多数・大規模といった量的な側面に限ってみると、「内容の理解に知識や教養を必要とする高級紙」と、「わかりやすいが扇情的である通俗紙」の対立または「高級紙から通俗紙へ」という新聞産業の発展過程を「大衆化」と呼んでいる¹。この点に関して、法律雑誌は法学の知識や情報を理解し、議論できる（あるいは目指している）読者、具体的には法律学の学習者、実務家と研究者を想定していると思われる。だが、新聞の大衆化理論に従えば、法律雑誌における「大衆化」の実現とは、読者層を如何に「大衆」まで拡張していくかを意味することになる。言い換えると、法律雑誌の「大衆化」をめぐる議論を通じて、多くの市民が法制度や法律学に関心を持つに至っ

¹ 土屋礼子「両大戦間期の大衆文化とメディア・オーディエンス」吉見俊哉＝土屋礼子『大衆文化とメディア』（ミネルヴァ書房、2010）31～34頁を参照。

たか否かについて論じることができる。

また、大衆化の問題を通じて、法律雑誌の読者と第2章で論じた新聞における「大衆」を比較する。広範な人々が法律雑誌を通して情報を収集しようとすることは、専門家の情報発信に対するニーズを示しているともいえるだろう。ただ、いうまでもなく、「大衆」という言葉において、そこでは様々なタイプの読者が混在している。新聞で想定された大衆と法律雑誌で想定された大衆が、同一の大衆であるとは限らない。一般市民が情報としての法的コミュニケーションにどの程度参加できるかには、法情報の形成過程やその類型に関わる。本節における大衆化ということでは、新聞などマス・メディアのような読者層を前提にするのではなく、法律雑誌をめぐる執筆者、編集者や読者のダイナミックな関係から「法の読者」を捉え直すという意味も含まれる。

以下の検討素材とする『法律時報』は、法律情報の商業誌である。第一節で整理したとおり、日本では学会・大学から刊行したもの、すなわち学術研究の一環としての出版物と、裁判所など公的機関で判例、条文とその審議過程の情報を掲載するもの、すなわち情報の公開という公的サービス以外に、商業誌としての法律雑誌という出版物も広く社会に浸透している。商業誌としての法律雑誌は、内容的に学術出版、法情報の公示、さらに一般向けの解説どちらの意義も兼有し、まさに『雑』つまり総合的な法情報を提供するものである。従って、法律家の情報発信史においては、商業誌としての法律雑誌が最も多様な読者を獲得できるメディアとして捉えることができる。それゆえ、法律家が社会に対して情報を発信してきた変化を検討するのにあたって、法律商業誌の事例研究を行うことには意義があると考えられる。

第一款 昭和初期の出版環境と法律雑誌

以上では、法律雑誌における「大衆化」の意義を確認した。次は、法律商業誌の誕生時点に遡り、そこでの前提とされた時代状況を確認する。

法律雑誌のジャンルはどのように定着してきたのか。この点について、従来の研究では、学者や編集者の体験談、当時の出版史から断片的な記録が残っている。法律商業誌の基本的な形態が成立したのは、昭和の初期である²。その時期になると、いわゆる「円本ブーム」が起り、教養

向けの書籍が流行し、『大衆化』がそうした出版戦略のキーワードにもなった。

いうまでもなく、「大衆化」の出現は、読者の読解能力を意識せざるを得ない社会的背景が関わっている。上述のように、誕生初期の法律雑誌は、同人誌と公的情報公開のルートとして書き手・出版者の意向が強く反映するようなものであった。明治末から大正時期に入ると、出版や販売ルートが安定化し、学術専門のものも含めさまざまな雑誌メディアは日本社会に普及していった³。また、岩波書店（1912年）を始め社会科学関係の本が多数出版されるようになった。例えば、有斐閣の『法律学業書』（1917年）がその時代を代表する出版物として位置づけられる⁴。法律雑誌のみを対象とした出版データは残っていないが、いずれにせよ、当時の代表的な出版物を紹介する出版資料においては、法律学関連書籍についてしばしば言及されていることから、少なくとも法に対する社会の関心があったものと推測されるだろう⁵。

また、1920年代後半に、『法律時報』が創刊した前後の出版状況については、以下のような二つの特徴が法律雑誌の経営に関係していたものと思われる。

第一に、教養のブームと一般読者の増加が挙げられる。その現れは、低価格の教養全集物（いわゆる「円本ブーム」）、文庫本の流行すなわち

² 鈴木竹雄＝大隅健一郎『座談会 問談・法律雑誌あれこれ』商事法務1000号、300-301頁を参照。

³ 当時、発行所から小売店への取引ラインが安定してきたことで、全国的に定価販売が実現するようになったことなど、大量の出版物を販売・流通を可能にした環境は大正後期すでに整っていた。小林善八『日本出版文化史』（日本出版文化史刊行会、1938）257－260頁を参照。

⁴ 小川菊松『日本出版界のあゆみ』（誠文堂新光社、1962）116頁を参照。

⁵ その時期の法律雑誌の出版データを専門に扱う調査や統計は少ない。戦前の出版データの所在に関しては、高橋裕「明治中期の法律雑誌と大阪攻法会」法と政治62巻1号Ⅱ、168－170頁の注が手掛かりになる。また、ここで扱った大正昭和初期の法律書出版に関しては、警察統計に関連の記述が残されている。内務省警保局『出版警察概観昭和五、六年』（龍溪書舎＝復刻版 不二出版、1981）8－24頁を参照。

教養本が次々と出版された状況に見出せる。なかでも、日本評論社が円本として『現代法学全集』を刊行し、大成功を収めた。その後、『現代法学全集』の読者を「日本評論社の固定読者として組織化」するために新しい法律雑誌の創立が提案され、その企画が後の『法律時報』という出版物となった⁶。少なくとも商業誌としての法律雑誌の誕生はそうした出版の大衆化に支えられていた。永嶺重敏の研究によると、「円本の購読者層の中心的存在となったのは都市のサラリーマン層や職業婦人といった新中間層、学生層、旧中間層、農村部においては地主層や自作上層に属する人々であった」という具合で、いわば階層横断的に読者集団は形成されていた⁷。その背景に、大正末期から昭和初期にかけて促進された高等教育の大衆化、または1925年普通選挙法の公布－納税要件の廃止－によって、900万人ほど増加した有権者の側による教養への要求が考えられる⁸。法律書籍も例外ではなく、専門家が執筆した円本や文庫本を通して、法専門家の発信範囲は学者や法律実務家以外、いわゆる「大衆」へ広がっていった。初期の『法律時報』も労働問題の論述を相次いで掲載しており、そこには「大衆化」という当時の出版状況に共通した一面が表れている。

第二に、言論空間の拡大と多様な執筆者という点で特徴がある。上述した教養文化ブーム以外にも、専門誌が大衆化していく様子として、総合雑誌の評論における執筆者の変化——職業的評論家層の退出と政治家・軍人・実業家などの「素人」への寄稿依頼——いわゆる局外評論の現象が起きていたことは見逃せない。こうした局外評論家の中には、法律家の名もしばしば挙げられている。例えば、末川博「現代ジャーナリズム漫語」(1935)は、民法学者である自分にジャーナリズム論の依頼が回ってきたこと、それ自体について言及している(『中央公論』1935年1月号、93号)。『法律時報』の創立者である末弘厳太郎も総合雑誌での評論家と

⁶ 福島正夫＝川島武宜『穂積・末弘両先生とセツルメント』(東京大学セツルメント法律相談部、1963) 101頁を参照。

⁷ 永嶺重敏『モダン都市の読書空間』(日本エディタースクール出版部、2001) 第4章を参照。

⁸ 佐藤卓也『キングの時代－国民大衆雑誌の公共性』(岩波書店、2002) 16頁を参照。

して活躍した人である。彼の代表作である『嘘の効用』及び『役人学三則』は法律雑誌ではなく、教養雑誌である『改造』に連載されたことから、アカデミックの知とジャーナリズムの情報を人的な側面から連続的に捉えることが可能である。連続的に捉えることで、評論が大衆の読書行為に連動していることも確認される⁹。法律学のような専門情報について、素人の読者がそれらを系統的に選別することは容易ではない。そのため、法律雑誌の大衆化には、専門家による法情報の案内という役目も担わされている。こうした場合、情報の主題や内容だけではなく、読者が一般評論家としての法律家の人物属性（立場、経歴、文才など）を意識する場合も考えられよう。従って、法律家が一般総合雑誌での評論活動を展開することで商品としての法律雑誌の価値が上がることになる。そういう意味で、創刊当時から『法律時報』の表紙に飾られている「末弘厳太郎」という氏名を掲げておくことは象徴的な現象なのかもしれない。

しかしながら、法律雑誌の大衆化に関しては、それに反する動向があったことについても言及しなければならない。まず、法学雑誌の専門化と細分化である。大正13年一昭和5年まで法律雑誌の書誌情報を網羅的に集録した『法律論題』（『明治、大正、昭和前期 雑誌記事索引集成』14巻）を参照する限り、大正13年の目次には『東京日日新聞』（社説「法律学究の夢」9月18日）、『大阪毎日新聞』（10月の論説）、『大阪朝日新聞』（12月の論説）のような一般新聞の記事も記録されている。それに対して、昭和4年の文献リストには新聞が姿を消したものの、新たに登場した雑誌として『信託と証券』、『銀行判例』または『法律知識』が挙げられる。こうした現象から、社会効果を強調する法の機能面から法適用の技法へといった編集原理の変化を伺うことができるかもしれない。その時期に弁護士が雑誌の刊行人を担当していたことを考慮に入れるなら、司法実務の観点から法律雑誌を系統的に収集し、法律学の一般解説のような資料を意図的に避けている可能性も否定できない。この推測が正しいとすれば、その時期に法律文献リストから消えた新聞紙情報があるということや、具体的な法分野を集中的に取り扱う雑誌が出現してきたというこ

⁹ 『批判メディア論－戦前期日本の論壇と文壇』（岩波書店、2015）265－266頁を参照。

とは、それ自体で法情報の多様化を反映しているのかもしれないが、同時にそれがもたらす内容の細分化という側面にも注意しておかなければならない。内容の細分化とともに、思想や知識を共有できる読者を対象に絞ろうとした法律雑誌の側の戦略についても推測することができるだろう。そして、このことが「大衆化」の方向とは逆の方向へと導こうとする現象を示しているのかもしれない。

次に挙げられるのは、検閲制度とそれが法律関連出版物に対してもたらす影響の問題である。『法律時報』が誕生した1920年代はまだ「戦前」であり、こうした時代背景を無視することはできない。出版についてみれば、それは出版の検閲制度との関係から問題になる。当時の「出版法」（明治26年4月公布）19条は、「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書图画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」を定め、この禁止処分に関する決定は内務大臣の専権事項となっていた。総数は少ないようだが、一部の法律関連の書籍は、秩序の安寧維持を理由に、発売禁止処分を受けている¹⁰。そのなかには、法律書、法学理論など、憲法や刑法の解説書なども含まれている。

興味深いのは、一般向けの法律書物が検閲制度の対象になりやすいという点である。当時は、書物による社会への影響力、すなわち研究内容

¹⁰ 取締の対象は無産階級運動（労働組合も含め）、共産主義など左翼の論調を掲げたものや、そうした主張を政治的論点として抽出したり実践活動を煽ったりする出版物であったとされる。法律雑誌類に関しては、例えば『法律戦線』（1922年創刊—1930年停刊、刑法改悪特集に注意処分、1930年4—8月の議会制度や産業構造に関する特集に発売禁止。注5・内務省警保局、194—200頁を参照）などが挙げられる。単行本に関しては、鈴木安蔵『憲法の歴史的研究』（1933年、＜法の階級性強調＞の理由）、ピオントコフスキー＝井藤誉志雄（訳）『マルクス主義と刑法』（1934年、＜共産主義の戦略戦術を詳述し不穩＞の理由）、末弘厳太郎『法窓雑話』（一部削除）がある。また、1935年10月1日に、政府閣議で国体明徴につき、『憲法講義・憲法関係出版物・国体観念徹底の3項に関する処置概要』によって、20点余の憲法書および約10種の法学概要書の自発的絶版処置や機関説関係の出版物の司法処分の方針が発表された（『日本出版百年史年表』（日本書籍出版協会、1968）488—542頁を参照）

の大衆化を発禁処分の判断基準としていた¹¹。従って、「大衆」の読者層を対象とする書物は、学者や実務家向けの「専門書」より秩序の維持に与えるダメージが大きいと考えられており、出版者のリスクを考えるのであれば、技術的で専門的な議論へとその内容が傾斜していくのも合理的な判断として理解することができる。また、日本評論社の社史には、法律専門書を中心とした事業の展開を通じて内務省と検察の情報を事前に入手することで、中央公論社や改造社など大衆出版社に比べて治安維持法による影響を回避しえたとの記載もある¹²。

以上は、『法律時報』も含め法律商業誌の草創期における出版状況を整理したものである。そこには、法律雑誌の大衆化という発想を支えるに足りるだけの読者集団が想定された上で存在し、出版や流通に関わる技術面での社会発展が背景として存在したわけだが、法律学という情報には、その当時の政治状況に影響されやすい面も見られることから、文学など大衆化の進展とは、異なる特徴があったであろうことについても注意をしなければならない。そうしたことを踏まえたうえで、本節の検討対象である『法律時報』の運営について、実際の編集過程を通して検討を進めていくことにしたい。

第二款 『法律時報』の編集過程

第一項 『法律時報』の誕生

1929年（昭和4年）12月1日に創刊された『法律時報』は、毎月一日の発行とされている¹³。発行元は日本評論社¹⁴であり、定価は40銭であった。

¹¹ 注5・内務省警保局、70-72頁を参照。

¹² 鈴木三男吉『回想日本評論社』（日本評論社、2007）66-67頁を参照。

¹³ 実際に、その発行日が変更されることもしばしばあったようである。例えば、第2巻5・6号は、編集部が変わったことにより（日本評論社から切り離されたことで一定の混乱が生じたようで）、発行日が遅れ、2ヵ月分の合併号として発行されたという趣旨の記事が編集後記にある。その他、編集後記によると、編集者兼執筆者であった末弘敏太郎の都合により、第3巻8号も発行が遅れたものと推測される。また1936年に8巻での「読者カード」によると、「発行の遅延しない」ことを求めたと思われる読者の意見が掲載されている。

¹⁴ 『法律時報』の発行者である日本評論社は、1918年（大正7年）末に創業され、

その後、1930年に50銭に値上げされており、時には頁数の増加によって60銭の特別定価も見られる。ちなみに、当時の物価は、『週刊朝日』が15銭、美術館の入館料が50銭程度であり、『法律時報』の価格は当時の物価水準に照らして必ずしも安いものではなかったと思われる。そしてこの点は、編集者自身も意識していたようである。値上げについて言及した1931年2月号の「編集後記」によれば、『法律時報』の値段は「執筆者に十分な物質的保証」を与え、内容の質を維持するためのものとされているが、読者は必ずしもその定価に納得しているわけではないとの記事も見られる¹⁵。

本稿で取り上げるのは、『法律時報』の第1巻(1929年12月1日)から第8巻(1936年12月1日)までである¹⁶。末弘厳太郎は創刊号の「発刊の

特に法律、心理学を中心に社会科学の學術書を刊行してきた出版社である。ただ學術書とはいっても、本論では高度な内容を含み研究者を主な読者層として想定したような書籍を必ずしも意味するものとして捉えているわけではない。例えば教科書や教養書などのように、學術出版社から刊行された様々なタイプの書籍という意味で用いることとする。この点については、日本評論社自身も學術関係雑誌を出版社の重要なネットワークとして位置づけており、學術書の出版過程と必ずしも結びつけているわけではないことに対して、注意をすべきである(参考日本評論社のホームページ <http://www.nippyo.co.jp/company/index2.php>)

¹⁵ 1936年7月1日に発行した第8巻7号の「読者カード」では、福島県の菊池武司から「定価を値下げするか増頁するかどうかしてもらいたい」といった意見が寄せられている。

¹⁶ 本稿が対象とする1929-1933年は、国民に立脚した国家論いわゆる大正デモクラシーの社会環境から、戦時体制への言論の弾圧が段々高まってきた時期である。こうしたことについて、編集後記や末弘の著作では殆ど触れられていないため、どのように捉えていたのかを推測することは難しい。ただ、明確な意見が表明されていないという意味で、沈黙のある種の反応として見るならば、そこに法というイシューの特徴が逆に浮かび上がっているのかもしれない。特に本論の対象となる第8巻では、特集のテーマとして台湾や中国など他文化の法体制、法哲学や法思想史などの抽象的な理論を取り上げられている。つまり、そこから垣間見ることができるのは、内地の政治・法体制とは一定の距離を取ろうとする姿勢である。それが編集者の意図によるものなのか、外部からの圧力による結果なのかは不明である。ただ、ここで「法」に関する学問的な側面、

辞」において以下のように述べた。

①法律に関する重要な時事問題に対する適時・適切な解説あるいは権威ある評論。

②新法令判例其他法律に関する著書論説等法律研究に必要な資料文献を秩序正しく且つなるべく漏れなく集輯紹介すること。

③(法律)専門家以外の人々も興味と理解とをもって読み得べき論説、専門以外の人々から法律に関して述べられた権威ある意見、法律理解を助けるに付いて重要な働きをする。

このように、編集者は『法律時報』が専門家以外の人々に対する法律の「普及機能」、つまり情報発信の側面を持つことを明確に意識していた。そして、80年代に『商事雑誌』が主催した法律雑誌に関する座談会では、『法律時報』の創刊について、当時の日本社会においては、一般の人々の法律情報に対するニーズの高まりが創刊の背景にあったと語られている¹⁷。また、『法律時報』そのものが、末弘厳太郎が編集した『現代法学全集』の大ヒットを背景に生まれた企画であったという事情からも読み取ることができるだろう。両者には、教養的性質を備えた法律関係書籍というところで共通するものがある。

また、こうした専門家による法情報発信が大衆化していく過程は、原稿執筆者をどのように確保するのかという問題とも関連している。『現代法学全集』の編集作業を通じて形成された末弘と原稿執筆者との関係は、後の『法律時報』においても継続していた¹⁸。特に、『法律時報』の原稿は、法専門家との密接なネットワークの中で成り立っていた。例えば、

知識の専門性を強調したことによって、少しでも言論の政治性を脱色させようとした意図を読み取ることも不可能ではない。1937年以降の政治的抑圧の中で、責任編集者である末弘の評論活動は『法律時報』のみに絞られていることについて、戒能通孝の「評論家としての業績」（法律時報第23巻第11号末弘厳太郎追悼号）を参照。

¹⁷ 鈴木竹雄・大隅健一郎等「閑談・法律雑誌あれこれ」『商事法務』1000号、第298～299頁。

¹⁸ 前注2を参照。

創刊号に掲載された執筆者は、東京帝国大学教授が三名、その他には、東京地方裁判所民事部長、司法省民事局長、大審院判事、司法省書記官であった。また、法律相談の連載を担当したのも東京法律扶助協会主任弁護士であった。これらの著者は、いずれも当時東大法学部教授であった責任編集者末弘厳太郎との間で仕事上の関係を有していた。また、『法律時報』の専任の編集者の中には、末弘の教え子たちが含まれている¹⁹。

「発行の辞」には、雑誌の誌面について、「此雑誌は事法律に関する限り学問上の価値をもつて限り浴衣がけの文章と雖も尚之を載せむとするのである。換言すれば表現の形式方法を自由によって與へらるべき法律智識の内容と種類とを豊富にせむとするのが雑誌の特色である」と述べられている。ここには、法律の有効な伝達は、内容の「通俗化」によるのではなく、文の構造・形式の工夫を通して達成できるという考え方が現れている。『法律時報』の誌面には、特集の論説を目玉として、巻頭言・口絵・随想文・新刊批判・資料・判例・新法令・学術文献・法律相談・法律時事・編集後記・読者カードなどが掲載されていた。当時の他の法律雑誌と比べて、多彩な情報を伝えようとする構成に大きな特徴があるといえよう。

「法律知識の大衆化」のような理念の下で生まれてきた『法律時報』は、法学の社会発信を強く意識した媒体であったが、これに対する社会（読者側）の反応も良好であった。創刊当初の申込数は1500000部、申込金の総額は30万円であった²⁰。

『法律時報』の編集と同時期に、末弘厳太郎が責任編集者として1935年の『現代法令全集』（全18巻）、1936年の『新法学全集』（全40巻）が日本評論社から出版されている。これら法律書のヒットは、またその時期の日本評論社にとっては、経営上の大きな支えとなった²¹。ただ、戦争

¹⁹ 当時『法律時報』編集部のコアメンバーである彦坂竹男は、1920年代後半東大セツルメントの法律相談活動に参加し、末弘厳太郎の提言に従って『法律時報』の編集生活を始めたようである（注6・セツルメント99-100頁）。

²⁰ 山本秋『法律時報創刊前後のこと』法律時報臨時増刊「昭和の法と法学」、第263-267頁を参照。

²¹ 鈴木三男吉『回想の日本評論社』（非売品）日本評論社（2007年）、第45-48頁を参照。

の影響により、雑誌の編集は戦時の言論統制²²、編集者の流失²³、また用紙調達の困難²⁴等の問題に直面し、日本評論社の経営は1952年に新会社を発足させるまでの期間、苦しい経営を強いられることになった。だが、そうした逆境にもかかわらず、『法律時報』は長期の休刊からは免れ、戦中にも刊行が続けられた少数の雑誌の一つであった。

第二項 『法律時報』の編集観

上述の「発行の辞」のように、『法律時報』の目的は、①法律時事問題に対して適切な解説評論を提示すること、②新法令判例その他法律に関する法律研究に必要な資料文献を収集・紹介すること、③法律について専門家以外の人々の関心と理解を得ること、という3つがあった。本稿は、このうち①③を社会志向、②を専門志向と捉える。『法律時報』では、法律情報に関するこのような2つの志向が対立するものではなく、融合しうるものとされている。それを可能にしたのは、『法律情報』に特有の情報観である。本稿では、法律時報における編集方針の創立過程を解明するため、編集後記のテキストにも注目する。編集後記は、記事特集の趣旨、著者とのやりとりから発行の状況などの雑誌の運営に関するものとして、毎号の末尾に掲載される。それは、本来、雑誌が提供する本体の内容をなすものではないが、編集部や編者の立場から雑誌の意義などを解説する役割を果たしている。編集後記には、著者や読者の意見に対する応答もしばしば載せられており、編集者—読者—著者といった三者間のコミュニケーションの場としても機能していた。

その他、本稿では、責任編集者であった末弘嚴太郎の執筆活動も視野に入れる。上述のように、当時の『法律時報』では、編集部においても

²² 1941年1月号の『法律時報』は、もともと河合事件第1審判決を全文掲載する予定であったが、「社会の安寧秩序を乱す」という理由で、軍部に削除を命ぜられたことがあった（前注21・鈴木、49頁）。

²³ 横浜事件による編集者逮捕などの事件により、日本評論社の編集活動も影響を受けた。前注21・鈴木、66-70頁を参照。

²⁴ 1945年に再刊された後の『法律時報』は僅か6号しか出版されていない。1、2月号はB5判、3・4月号はA5判32頁、10月号、11・12月号はA5判32頁という状況から資源確保が困難であったと思われる。

執筆陣に関しても末弘の影響力が無視できないほど大きかったからである²⁵。それゆえ、本稿では、末弘自身の情報観²⁶を参照することによって、『法律時報』における編集の出発点を確認したい。

(1) データ性

目的②の通り『法律時報』が求めるものは、研究または社会生活に役立つ資料である。そのような資料志向を、以下「データ性」と呼ぶことにする。『法律時報』においては、データ性の典型として、例えば判例要旨、文献月報、新法令といった項目が挙げられる。これらは、読者の興味を引き出すものというよりも、情報を簡潔かつ機械的に組み合わせるものである。要するに、研究などの特定の目的以外では、読者が読む機会の少ないものである。また、これらの資料作成は、特別な能力を必要とする作業でないため、編集者自身が行うことも可能である。文献月法や新法令などの資料作成は、創刊当時から編集部の作業であり、1933年の1月号以後は判例要旨の作成も編集部の作業に回されることになった。『法律時報』のデータ性は、資料の項目に限られるものではなく、その他の文体にもデータとしての側面がある。具体的には、口絵を挙げることができる。1930年3月号では「本誌の口絵は、他の法律雑誌のそれと断然趣を異にした存在を保っておる。法律に関係あり、しかも学術的に興味あり歴史的に貴重な材料」(編集後記)を収集しようとしたものであるとされている。口絵には意識的に資料写真、司法漫画などが使用され、時には口絵に解説を付す例も見られる。このように、口絵も資料としての機能を担うテキストであったといえよう。

ここでのデータは、判例・法令など司法・立法活動の情報に、新聞で掲載されるような一般の出来事も加えるものである。この背後には、社会の現実に応答する法のあり方を重視するという考え方がある。その考

²⁵ もちろん、編集部や執筆者が常に末弘と同調するわけではないので、彼らが末弘の理論をいかに理解していたのかについてはさらなる検討を加える必要がある。

²⁶ 末弘の情報観に関しては、概ね以下の文献を参照。戒能通孝「評論家としての業績」、法律時報第23巻第11号末弘巖太郎追悼号；末弘巖太郎『物権法上巻』(有斐閣、1921)、『嘘の効用』(改造社、1922)、『断腸前後』(一粒社、1951)、『法学入門』(日本評論社、1970)。

えは、末弘が同時期に発表した「物権法」、「役人学三則」及び「嘘の効用」の中に見られる。末弘は、当時日本の法学の「技術志向」を強く批判し、いわゆる条文の解釈を既存の条文における概念の演繹に止まっている法学作業を問題視していた。これに対して、彼が提唱したのは、ある社会における法の実現過程（law in action）を重視する考え方である。末弘は法の実現過程を知るための手段として、早い時期から新聞のようなメディアに期待を寄せていた。彼は最初の著作である『物権法』の中で、新聞が現実を知るための有用な素材であると位置づけている²⁷。

その故、「法律時報」もまた新聞と同様に、法の社会運用の「現実」を掲載するメディアとして当時の法律時報編集部(末弘)が想定していた。ただし、『法律時報』が一般の新聞との間に読者設定は異なっている。従って、一般人に対する法情報と専門家対する法情報とは同じ内容なものなのか、いずれ両者が同じ内容（メッセージ）であるとしても、その内容を同じ表現方法で編集されていたのか、については自明なことではない。『法律時報』のデータ性の展開、つまり誰のため、どのような情報を扱うことは後ほど編集組織とその編集やり取りで改めて検討する。

（2）即時（時報）性

例えば、新聞には、それが日刊の形態で発行される限り、ある一日のうちに発生した社会の出来事を速やかに報道することが期待されている。新聞にとって、即時性とは、まずもって当該媒体の刊行間隔に依存しており、従って掲載される情報や取材の範囲からも影響を受けることになる。新聞で掲載された「現実」に対しては、その時間または取材のネットワークを通じて収集される情報から生み出すものであると解釈できる。そうした解釈に従えば、即時性に着目することで得られた事柄は、当該媒体がどのような情報ネットワークを持っているか、またどのような「現実」を採用しているのかを知る手掛かりとなり得る。

『法律時報』も、自ら発信者としての即時性を重視していた。しかし、その即時性の意味は一般の新聞とはやや異なっていた。その違いについて、主に次の点が考えられる。

²⁷ 末弘厳太郎『物権法上巻』（有斐閣、1929）自序を参照。デジタル版に関しては、以下のサイト <http://homepage1.nifty.com/ksk-s/suehiroB1.htm> が便利である。

まず、内容的に、時事については、「決してジャーナリズム的な興味にのみ終始するものではない、それは普遍的な学問的生命に富んだものであった」(編集後記・1930年6月号)とされた。つまり、『法律時報』に掲載される文章は、必ずしも社会問題の関心度によって左右されるわけではない。例えば、法哲学(1931年10月号のケルゼン特集)や法思想史(1933年8月号に掲載された「明治法学史における一学派」)の内容を論説で大きく取り上げるような場合も見られる。

また、『法律時報』の即時性は、雑誌の構成にも反映されている。「判例判旨」、「新法令」、「文献月報」、「新刊批判」(近時法律関係の出版物に関する紹介、いわゆる書評)では、発行前の月に現れた判決、立法動向、論文や書籍を整理したものである。編集部自身の整理にしても、法学研究者が担当するものにしても、その素材対象の範囲は前回の発行日から今回の入稿日まで限定されている。それに対して、論説の部分は、社会の現実問題とは言え、各文章の間に必ず客観的な時間軸を定められているわけではない。つまり、その場合の即時性については、各執筆者の研究関心や執筆期間に影響されるように思われる。ただし、特集の場合は、『法律時報』が特に国会の会期、つまり立法過程の進行を意識するような傾向が強く見られる。

要するに、『法律時報』における即時性とは、一見客観的な時間の流れに沿うように見えるが、実に雑誌編集の性質に従っている部分も確認できる。

(3) 情報の質への重視

末弘巖太郎は、民法学者でありながら、大正時代において「華々しい評論活動」を行い、また編集者として法律情報誌『法律時報』を作り上げた人物である。そのような活発な情報発信の背後で、彼は社会に対する法律知識の普及を狙っていた²⁸。末弘は、法律普及の目標について、末弘が『時事雑感』と題した時評で以下のように述べていた。

²⁸ 大正デモクラシーについては「学問の中では理論と社会的実態を結びつけ、また学問の外では、権力、官僚と戦い、学者を社会民衆と直接にぶつけられることを宿願とし、且つ精力的に遂行された」(前注26・戒能、80頁)を評している。

「世上法律の門外漢は動ともすると法律の力を過信して法律を以てすれば何でも出来るやうに思ひ易い。所が法律にも自ら其及び得る可き力に限界がある。法律を以てする干渉が反って被害を生みやすい事柄もある。然るに法律の門外漢は其の事に気がつかないのである。

その故に吾々日常正しい法律知識の普及に努力している者は、一面法律知識を一般に普及すると同時に、法律の社会的機能を明らかにして其力の社会上正に及び得るべき合理的範囲を明らかにすることが非常に必要である。」

——「改造」昭和5年2月号

『法律時報』の草創期では、専門家以外の読者に対して、末弘の考えたような「適当な解説」が前提とされていた。そして、上述の引用が示しているように、「適切な解説」に関して最も重視されたのは、単なる法の「活用術」ではなく、社会全体の中で法の役割が如何に理解されるかという点である。ここにおいて、「門外漢」と法律普及者の差は、法律知識の量的な差ではなく、理解（質）の違いにあるとされている。

情報の質の問題に関する末弘の考え方は、新聞における司法・立法の関係記事に対する評価から抽出することができる。末弘は、1930年2月の法律時評において、ある交通事故について、新聞の報道が「法学部一年生でさえ勉強すれば分かる」被害者の過失責任に重点を置くことを問題視していた。このような考えから分かるように、末弘の立場に従えば、新聞記事と法律家の発信との区別は、事実の切り口、つまり法的問題をどのような社会関心と結びつけるかということにある。つまり、単なる情報の正確さのみならず、情報の発信によって適切な社会関心を喚起するかという点こそ法律情報の質を理解する上でのポイントであるように思われる。また、新聞の問題点は、法の問題をめぐる情報提供の完全度にあるとされる。1933年8月号『法律時報』において、編集部は、次期帝国議会における立法の争点を中心に特集を企画した。その意図は、「新聞紙における報道は極めて概括である」ため、『法律時報』が市民に対して情報を補充することにあるとされた（当号編集後記）。また、1936年12月に掲載された「読者カード」の意見に対する応答の中には、

「法律・法学上の時事的な動きを中心にあるいは解説を試みあるいは（新刊）紹介に努め或いは批判」することの目的は、「正しき判断の材料を供し、適切な解説を与えること」にあるとする編集者の理念が語られている（当号編集後記）

（４）文体の柔軟化

上述のように、『法律時報』の誌面では他の専門誌と異なり、論説の他に随想、法律相談など、一般誌がよく使用した形式や手法が導入されていた。『法律時報』の当初の目標は、学問としての法学の質を維持しつつ、一般市民の教養誌としての価値（「学術の外に少し読みでのあるもの」1930年6号）を実現しようとするものであった。その両者のバランスに関する戦略の一つは、現実の出来事に対する専門的な意見を提供すること。もう一つは、特に法律の問題について柔軟に語る随想、または読者と交流するような法律相談などの新たな形式の法律記事の掲載である。

このような新たな形式に関して、まず責任編集者である末弘自らが様々な試みを行っていた。雑誌編集の作業と同時に、末弘は、創刊から1937年まではほぼ毎回巻頭言、法律時評を担当し、また1935年3月号から「民法雑記帳」の連載なども含め、論説、新刊批判、法律相談など幅広いかつ多様な記事を『法律時報』に提供していた。新法令、判例、文献月報など資料部分を除いて、末弘は、当時の『法律時報』の全てのジャンルに挑戦したと言っても過言ではない。末弘の柔軟な姿勢については、専門家からも評価されている。それは、法律時評のような法制度・現象をめぐるエッセーが、ある意味で問題提起の機能を持っていたからである²⁹。つまり、法律時評を通して、法律専門家は法律問題の背景にある社会の現実を認識できるようになった。次の部分で紹介するが、法律時評の「時」は、単に時事的な意味のそれではなく、それが研究課題に転換される可能性も考えられている。『法律時報』に対して、どのようなジャンルの記事が求められたか、また誌面の変動原因は何かといった問いについては、以下の編集過程において考察する。

²⁹ 戒能通孝『法律時評 1951年－1973年』（慈愛社、2008）「はしがきに代えて」を参照。

第三項 草創期における『法律時報』の編集

—1929年～1937年の編集後記を中心に

先に述べたように、『法律時報』の編集部は、当初は日本評論社に置かれ、第2巻5・6号から独立した編集員2人が配置されるようになった³⁰。当時の『法律時報』は、一冊の雑誌を作成するために必要な作業を、少人数の編集者で行っていたことが分かる³¹。

法情報の専門性（学術性）を考えると、法律雑誌は学術書の出版と共通する側面もある。そうした立場を取れば、佐藤侑哉＝芳賀学＝山田真茂留の学術出版調査は本研究にとって参考価値を有する。彼らの研究は、日本の四つの学術出版社に関する組織アイデンティティの事例研究を通じて、学術書の編集者像を整理しながら、特に日本における学術書編集者の役割と学術（研究）領域との関係の実態を解明したものである。その研究（学術出版モデルと呼ぶ）は、同様に市場と専門性のバランスという問題に直面した『法律時報』の編集を検討する上でも重要なヒントを与えてくれるように思われる。

これら既存の学術出版モデルによると、学術書の編集過程は、企画の立案、原稿の獲得、編集作業という三つの業務に分類されている。日本における学術書の編集者は、単なる文章の表現あるいは体裁の調整など形式的な編集ではなく、テキストの内容設計まで参与し、書籍の学術性と採算性とのバランスを把握する役割を果していることが指摘されている。ところが、専門家である著者と編集者の関係は、一方で書籍の制作や社会流通に関して相互扶助的な性格を持っているが、他方で収益の獲得、出版スケジュールの管理や読みやすさの配慮などの点について両者の間の認識差や衝突が発生しうる³²。

ただし、このような学術出版モデルと違って、当時の『法律時報』編

³⁰ 1937年まで、『法律時報』の「編集後記」から伺われる編集者は、責任編集者末弘厳太郎も含む3、4人程度である。

³¹ その編集過程の実態は、当時雑誌の「編集後記」、各編集者の文章また末弘の日記に、断片的に記載されている。

³² 佐藤侑哉＝芳賀学＝山田真茂留『本を生み出す力』新曜社（2011）、281-286頁または291-298頁を参照。

集過程では、編集者－著者という役割分担が曖昧である。当時の『法律時報』は、責任編集と編集員という二段階の編集体制を取っていた。多くの場合、企画立案、または具体的な執筆者の選定は、当時の責任編集である末弘厳太郎に一任されたようである³³。その他の具体的な編集作業、例えば校正作業など形式を主に取扱う部分が編集員に回られるようになっていた。上述のように、末弘は雑誌の企画を担当しながら、「法律時評」などの連載も執筆していた。要するに、当時の『法律時報』においては、彼が著者と編集者二役を演じていたように見える。そして、一般の編集員もテキストの編集以外に、判例整理、新法令または文献月報、資料の部分を担当していた。そういう意味で、当時の『法律時報』の編集者全員が、同時に著者としての一面を有していたといえる。従って、『法律時報』においては、「専門家と一般人の編集者」のような著者と編集者の距離とは異なり、編集者が専門家に近い立場となっていた³⁴。以下では、前款に指摘したようなデータ性、即時性、情報の質及び文体の多様性に分けて、編集過程の特徴を確認したい。

(1) データ性

責任編集者である末弘は、自らの専門の立場から企画や提案することが少なくなかった。民法、労働法、立法または法社会学に及ぶ末弘の多様な学問的関心は、当時の『法律時報』の誌面で労働立法の関連記事、「借地借家」の特集（1933年8月）などに現れており、これらの特集は市場においても学界においても好評を博していた。また、当時の『法律時報』では、表紙に末弘厳太郎責任編集と明記され、巻頭言、法律時評、民法雑記帳（民法問題に取り扱えるエッセー）などを末弘が毎月執筆を担当していた。その上、編集部の編集プランに目を通し、示唆を与えること

³³ 前注6・セツルメント、101-102頁を参照。

³⁴ 1930年3月に、出版社の編集部員間にストライキが起こったため、5月号の発行が6月に延期された。その結果、『法律時報』の編集部は日本評論社から独立し、末弘が「私としては今後出来るならば本雑誌の編集を出版社の仕事とせずして私自らの仕事とし及び私の補助者のみを以て編集した上出版だけを評論社に頼む」（編集後記・1930年4月号）との決意を示した。スト後に残った編集員は末弘が指導を施し、法律実務または法学研究の性格を理解し、法律専門家に近い立場から仕事に取り組んだものと思われる。

もあった³⁵。従って、『法律時報』は、法律時事問題、民衆に関わる法律を取り上げる方針でありながら、その「時事」「社会」「民衆」の中身は、編集者個人の情報接触到影響されていたものと想定される。実際、当時の『法律時報』の素材論点に関して、末弘が自らの新聞を閲覧して収集してきたことも記録されている³⁶。つまり、当時の『法律時報』が提供した法情報（データ）のあり方は、その時代の状況に直接応じたものというより、その素材選択と書き方の決定過程において編集者である末弘個人の偏向を含むものであったと言わざるを得ない。

データについては、判例、文献と新法令のような資料の部分も『法律時報』の重要なパーツであり、当時それを作成するのは編集部の仕事となっていた。そのような資料は、限定された内容である上、限定した時期（一ヶ月）を扱うものであり、固定した項目の多い部分である。事情概要、または文献のタイトル・著者・刊行情報など書誌的なデータに関する整理が作業の中心である。データベースとして確固とした資料部分には、著者の意図を排除し、資料の客観性を追求する姿勢が窺える。客観性を維持し、文章化されないままの資料は、司法実務・法学研究に向けた実用的なものとして売り出す方針であった。

上述のように、『法律時報』におけるデータの種類の種類は、その生産過程から見れば、専門家が主導した記事と編集者が作成した資料という2つのパターンに分けることができる。前者は、法的なイシューをめぐって、法知識・法的思考を通じて社会問題を解決する側面がある。そこでの資料は、例えばある法律が社会的にどのような意味を持っていたか（満州慣習調査の特集）、立法された法律が社会で受け入れられるかどうかという反応などの予測（労働立法の特集）を、法解釈また立法においてはいくつかの解釈の社会に与える反響を知るためのものである。その資料

³⁵ 『法律時報』50巻13号「著者と編集者が語る法律時報の50年」の特別号においては、歴代編集長の記述にも多く言及されている。

³⁶ 末弘が亡くなった後に出版された『断腸前後』（一粒社、1951）は、末弘の研究メモまたは日記などを収録したものである。特に、「最後の日記」の中では、法律時評に関する立案過程を記載された箇所がある（206頁、210頁、228頁、233頁、243頁）。そこには、朝日新聞や読売新聞などの記事による立案が書かれていた。

は、法学研究つまり法律問題の妥当的な解決を探るために、規範的な側面において有意義である。後者は、立法の情報・判例・法学文献など法システムにおける動向、即ち法の事実的な側面を扱っているように思われる。そこで、法学的な背景のない人でもデータを作成できる部分と見られる³⁷。逆に、そのようなデータは、記事のようなメッセージ性が弱く、その価値に関しては読み手の捉え方に依存する側面も考えられるだろう。

(2)「時間」と情報の質

こうした状況は、「即時性」や「情報の質」においても基本的に同様である。立法、裁判のいずれにしても、それぞれの領域の動向次第という面がある。これに対して、研究論考に関しては、客観的な時間の流れに依存していないため、企画立案においては編集者と著者との協力という性格を帯びることになるだろう。例えば、1933年8月の論考「明治法學史における一學派」は、「専門誌も通俗誌も掲載しないもの」であるが、法學研究上重要な意義を持つ（情報の質）ため、『法律時報』で取り扱うことになった³⁸。そのような独特な「時間」の捉え方は、一般の雑誌・新聞と異なっている。

また、『法律時報』の時間観は、原稿を如何に集めるかという現実の問題に関わっている。『法律時報』では一般的な投稿よりも、依頼原稿の形が多いといわれている。従って、原稿を確保するためには、編集者と著者との間での安定的な繋がりが『法律時報』にとって重要な意味を持つことになる。そういう意味で、末弘が『法律時報』の責任編集者を担当したことには、成功した『現代法學全集』の人気に乗じたということ以外にも、法學者末弘の影響力を通じて法律専門家である執筆陣との

³⁷ 『法律時報』の編集者に対して、必ずしも法學的訓練が要求されたわけではない。草創期の編集部メンバーは、確かに末弘の教育を受けていたが、法律学よりは社会運動・民主化に関心ある人もいた。非専門家的な編集者といった性質は、その後の『法律時報』でも変わらない。1967年～1971年まで『法律時報』の編集長、90年代まで日本評論社の経営層に勤めていた大石進に対してインタビューを行ったところ、編集者に対しては法律学の専門知識より、時事的なものへの感覚（総合雑誌、一般誌の把握）が重視されたとのことである（2013年2月13日に日本評論社本社において筆者が行ったインタビューによる）。

³⁸ 「編集後記」法律時報第5巻8号を参照。

間で密なネットワークを構築し利用しようとする意図があったとも考えられる。編集部と法律専門家との間のコミュニケーションが直接に雑誌の内容に反映されるケースもある。当時の「編集後記」は、主に雑誌の内容に関わるものであるが、時事的な事柄に対する他の学者の意見を載せる場合もあった。その「編集後記」に意見を載せた学者が、後ほど著者として原稿を提供するといったケースも稀ではない（1930年2月号、1933年4月号「編集後記」）。当時の『法律時報』は、しばしば編集者と著者との間の編集以外のコミュニケーションを伴うものもあり、場合によっては原稿の獲得につながるような編集の戦略も見られる。また、法律専門家による執筆以外にも、法専門家と編集者との関係が情報の構成に影響を与え、法学的な評価など法情報の質を判断する機能もあったと推定される。

（3）ジャンルの多元化

文章のジャンルに関しての構成の変化は、『法律時報』の形成期に早くも現れている。ジャンルとして最も柔軟なものとして考えられる随想が、1937年までの『法律時報』において最も形式面で変動した部分である。その変動とは、主に篇幅の圧縮と著者の固定化にあった。随想は、創刊号では10頁であったが、1933年に入ると3－4頁のみの状況が続いている。またその構成は、単独のエッセーから連載の形へと収斂し、そのテーマも掲載該当雑誌の特集などの企画とは無関係の場合が多い。

1929年から1933年までの間、『法律時報』は編集方針の修正を行った。1930年の『法律時報』は、創刊した翌年に早くも専門家からの支持を得ることができたが、「一般読者」に関しては、採算上の困難で通俗誌と同様の一般販売の断念というような「挫折」もあった。立案過程において、その文体の柔軟性を維持するのは簡単ではない。なぜなら、法律の専門性による原稿収集の困難を無視できないからである。第2巻第1号、つまり『法律時報』の第2弾では、法律時報の編集は「一定のプランに基づいていなければならないと同時に、他方高い学問的価値を問われるものである」ため、執筆者の選択範囲が限られているという事情が指摘された（1937年1月「編集後記」）。そのような原稿提供の問題は、立法に関する特集の原稿集めにも現れていた。例えば、1932年3月の『法律時報』は、議会における立法審議への対応として関係官庁の担当者に原稿を依

頼したところ、司法省と社会局からの原稿しか集まらなかった。それに対して、1933年11月号には、立法関係者の原稿ではなく、法学者による立法者の学説の整理が掲載されている。その関係でみると、内容的には1932年より広い範囲の情報提供、いわゆるデータ性が保証されたともいえるが、専門論説としての分かりにくさにもつながったと思われる。要するに、実際の編集過程では、文章の分かりやすさという追及があったものの、原稿確保の面から妥協せざるをえないのことも見られる。

注意すべきなのは、読者も文章のわかりやすさに対する違和感を示したことがある、ということである。1931年4月の「編集後記」で掲載された読者意見によると、研究論文への関心が示されつつも、新聞解説の廃止と実務向けの評論形式を希望するというものがある。それと同様に、1936年の『読者カード』の意見の中には、判例文献などの紹介の充実及び掲載法分野の拡大について強い関心を持っているが、法律時評に対してはやや冷淡な態度を示したものが見られる(1936年6・7号「編集後記」)。

第三款 小結

本節では、『法律時報』草創期の10年間に限って、分量、著者及び表現の構成などの編集過程の特徴から検討してきた。そこでは、以下のような特徴が見られた。

①法律雑誌のネットワーク

『法律時報』には、専門資料を提供する専門志向と、法に関する世論形成としての世論志向という2つの目的があった。この点について、2つの異なるモデルから整理すると、下記ようになる。

図 1

項目	教養モデル	資料モデル
著者	限定の法学者、関連領域（立法過程）の関係者	各法分野の研究者を中心に編集者
文体	評論、連載、口絵、論説	論説、判例、立法動向、文獻リスト
テーマ	著者の判断に依存する	出来事や共通の関心
編集	著者の自由度高い 原稿取りの困難さ	編集者の主体性高い 原稿管理の容易さ

専門知識の要求が少ない、時評、随筆、口絵などのジャンルは、一般人がよりアクセスしやすいテキストとなっている。そうすると、「教養モデル」のテキスト群は、一般の社会発信に向けて、法情報のネットワークを拡大するための重要な価値があるように思われる。『法律時報』の一つの目標は、雑誌の記事を通じて、当時一流の法学者または裁判官の言説を世の中に流通させようということにあった。また、「法律雑誌」は、エッセーや雑談つまり総合論壇雑誌のスタイルから、法的専門知(学説、解釈技術)へと重心を移動していったことも本節の整理から明らかになった。なぜ、「教養モデル」は維持できなかったのか、という問いに対して、次の二つの側面から説明することができよう。まず、読者層の反応という側面である。すなわち、「教養モデル」の凋落は法的思考を志向する(法学研究・司法実務の関係者以外、法学部生・受験生など法学教育の受け側)読者集団を形成しようとする試みと表裏一体の関係であった。こうした読者は、『法律時報』の執筆陣に近い社会的な地位にあり、すなわち共通した法的な理念や政治的なイデオロギーを持っている可能性が高い。彼らが求める情報は、法的理念や立場を説明するような「教養モデル」ではなく、自らの法的実践(法律知識の習得や司法活動など)に使えるガイド機能を果たしたものである。次に、編集過程におけるコントロールの問題がある。「世論モデル」では事例の選択・説明に対して法的専門知、文章の構成面において大衆の好みに合わせるまで、書き手に対して複合的な能力が要求されている。それに対して、「資料モデル」は法律家の本業である法律学知識や研究によって成立するし、書誌や司法データについては編集者による単独作業も不可能ではないことから、原稿の依頼やスケジュール管理など雑誌編集の視点から見ると都合が良いのは明らかである。いずれにせよ、当時の『法律時報』にとって、わかりやすい文章で、かつ、読者も楽しめるような法律知識を通じての「大衆化」を進めるということが、構造的に実現しにくいことがわかる。

②法律の大衆化から法律家の大衆化

最初の問いに戻ると、すなわち『法律時報』の大衆化は失敗したのかどうかが重要であった。『法律時報』に関する事例研究を見ると、その答えはやや複雑なものである。法律雑誌は、社会発信志向の強い評論(随

筆)のような法情報の社会性に注目する形式から(「教養的モデル」)、法学研究教育・裁判実践というより「専門的」な言説(「資料的モデル」)へと機能を縮減していく傾向が以上の検討から明らかになった。従って、新聞の論説のように形式的に一般人向けの記事を取り入れようとしても、実際に原稿を取りまとめていく過程において不都合が生じたり、雑誌の「専門化」に向けて寄せられた期待が法律雑誌における「大衆化」の対象である読者層との接近を妨げている。しかし、そうした法律ジャーナリズムの成立自体が一種の情報の「大衆化」であることもまた確かである。出版社にとって法律雑誌が持つネットワークは、法律書籍を作成するに際して有用な資源となる。法律雑誌における原稿の掲載や連載から法律本の刊行へという流れは、出版社と執筆者との間で連帯を強めることになるし、学術書籍における読者層を確保するという意味も持つ。「大衆化」は、新聞記事のようなアクセスの容易さ(発売の値段や文章の分かりやすさ)によって達成されるのではなく、読者層を拡大していくこと、すなわち法律学習者、法学愛好者の指向によって支えられるようなものである。それゆえ、『法律時報』の好評が「大衆化」を示す一つの現象として肯定されるなら、それは教養や高等教育を求める人々の増加や潜在的な法律家の増加の動向と連動している。従って、法律雑誌の情報構成は、当時の社会状況に誘発された法システム・法学への関心を強化するものであり、単なる法律家主導の理念や知識の普及にとどまるものではなかった。

第三節 法律雑誌と立法

——戦後刑事法改正と『法律時報』

前節は、『法律時報』草創期の編集過程を通して、法律雑誌というメディアの特徴を検討した。草創期における編集方針の変化からわかるように、読者や原稿の確保、書き方や内容設定など形式面において法のもつ特性が、『法律時報』の「大衆化」を妨げる要因であったといえる。そこで本節では、主題面から法律雑誌発信の社会効果を考察する。主題面とは、特定の事例をめぐる法律雑誌の報道における内容の構成を指す。

第2章の新聞分析との比較を可能にするには、同様に刑事訴訟法を素

材とするのが理想ではあるが、具体的な条文をめぐる解釈論が多く、少年法や被害者制度など特別法以外に立法過程のあり方にまで遡った検討は少ない。そのゆえ、本節では刑事訴訟法に限らず、刑法改正までを含めて考察する。刑法改正をめぐる記事においては、刑事訴訟法の改正についてもしばしば言及されるため、雑誌における刑事訴訟法改正報道を検討することが可能である。また、法律雑誌の通時的検討という観点から、本節においても『法律時報』をその検討対象として用いる³⁹。

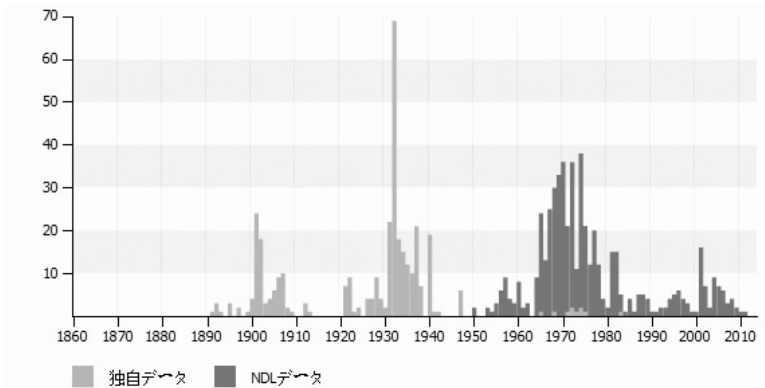
第一款 概説：刑法改正の情報発信

地方誌も含め明治期から現在まで日本の雑誌記事索引集成データベース (<http://zassaku-plus.com/>) で「刑法改正」をキーワードとして検索をしたところ、合計903件の記事がヒットした(2014年3月最終アクセス)。その殆どは法律関係の雑誌だが、結果については以下のように図式化して表示する⁴⁰。

³⁹ 事例分析の必要性については次のように考えられる。第一に、第2章の新聞分析から明らかなように、時事性を重視するマスコミの立法報道は、実際の立法過程の進行と並行して進む。他方で、法制度の解説者としての法律雑誌が新聞との異なるのは、法学者というよりは情報発信の役割に関わるからである。第二に、学術的な法律雑誌と比較して、立法に関する問題提起を行うことが、社会に働きかけるという意味で、研究者自身にとっては社会発信の場になるからである。法律改正は、むしろ研究者にとって単なる一般的な出来事ではなく、自身の研究対象に影響を与える問題である。その意味で、立法の関係者としての一面も法学者の中に見られるだろう。実用法律雑誌における立法報道は、情報の意味以外にも、公的議論に参加する法学者の活動という角度から読み取ることができる。

⁴⁰ 以上のデータは、日本国内で公表された刑法改正に言及した記事に関して特定の単語を基準に抽出したものである。その中には、官報での条文公示、外国の刑法改正の紹介などこれまで本論が排除してきた部分も含まれている。また、法律雑誌と一般雑誌、また学術雑誌と実用雑誌などの選別を行うべきではあるが、本論の問題設定との関係上、ここでは法律雑誌と一般雑誌との比較は取り扱わず、今後の課題としたい。学術雑誌と実用雑誌の選別については、全領域ではなく、記事の多い期間に注目した。

図 2



以上のデータは、日本国内で公表された刑法改正に言及した記事に関して特定の単語を基準に抽出したものである。そこには、1901-1906年(第1期)、1931-1940年(第2期)、1955—1985年(第3期)、三つのブーム期が見られる。

第1期は、主に現行刑法(1907年施行公表)の立法過程をめぐるものが多く、発信者は主に大学研究者と弁護士、その掲載媒体としては大学の法学紀要または『法律新聞』など弁護士が刊行した出版物が多い。ただ、少数の評論が無記名の形で一般情報誌に掲載されたというケースもある⁴¹。

第2期には、刑法の全面改正の試みとして改正刑法仮案の公表(総則は1931年、仮案の発表は1940年)をめぐる全体議論を紹介する論文が複数公表されている。例えば、実用雑誌である「警察研究」において1931年連載された『刑法改正の諸問題』(1-10)と1940年に連載した『刑法改正の諸問題—改正刑法例案各則論評』(1-6)は、刑法改正に関する解説として、射程の広さを無視することができない法改正であることを説いた記事が見られる。従って、この時期は、法律(系)実用雑誌が刑法改正の議論に参入し始めた時期として位置づけられよう。

第3期は、同じく全面改正の動きに関わる。その立法過程では、1956

⁴¹ たとえば、『時論—刑法改正』(1901年2月18日)、週刊新聞太平洋2-7頁;『東京弁護士会と刑法改正案』(1901年11月9日)東京経済雑誌44(1106)。

年の刑法改正準備会の発足を契機に、法務省が刑法の全面改正を試みた。しかし、一連の草案—1961年「改正刑法準備草案」、1972年「改正刑法草案」、1976年「刑法の全面改正について」（中間報告）—に対しては、一方で弁護士会を中心に処罰の範囲と程度の拡大・強化する重罰化に対する批判が強く、全国各地の弁護士会組織が市民集会、関係書類・映画の出版・公開を通して、刑法改正阻止運動を盛り上げた⁴²。他方では、特に1970年前後から改正作業に疑問を感じた刑法学者を中心に、論文・学会報告などを通じて刑法改正の批判が進められるようになった。1976年中間報告で法務省が法制審議会の答申に対して実質的な修正を加えた極めて異例のやり方は、そうした法律専門家を中心とする強い反対運動の影響とされた⁴³。

その後、1981年に法務省が日弁連との意見交換会を行い、「刑法改正作業の当面の方針」「保安処分制度（刑事局案）の骨子」などの修正案を提示したが、弁護士や学会などの反対を説得するには至らなかった。結局、改正刑法の草案は、棚上げになり、議会での立法審議も行われなかった。

上述の改正刑法草案内容の評価についての考察は、本論の問題関心ではない⁴⁴。ただし、明治期及び戦後初期の立法過程と違って、その時期の刑法改正動向では、元々政府主導した立法のコミュニケーション過程に法律専門家の言説が加えられ、最終的に立法の阻止に成功したという

⁴² 刑法「改正」阻止実行委員会『刑法改正問題の十年—日弁連運動のあゆみから』日本弁護士連合会（1984年）、2-53頁。また、その時期に日本弁護士連合会が刊行した書籍は、それ以外に『改正刑法草案』に対する意見書—刑法全面「改正」に反対し国民の人権を守るために—（1974年）、『刑法改正読本』（1975年）、『なぜ刑法改正に反対するか—各地の集会から—』（1978年）。他に、赤坂エージェンシー社の製作した宣伝映画「刑法改正のはなし」が1980年に上映されることもある。

⁴³ 吉川経夫『刑法改正23講』日本評論社（1979年）、12-14頁を参照。

⁴⁴ その社会評価については、平野龍一「社会の変化と刑法改正」平場安治—平野龍一『刑法改正の研究 2 各則』（東京大学出版会、1963年）11頁以下を参考。そこでは、改正刑法草案に対して、「個人主義の価値観への変化」という価値観の変化を草案の内容に反映されていなかったことが立法の敗因と指摘した。ここでの個人主義的価値観とは、例えば被害者なき犯罪や被害の成立について微妙な犯罪についての非犯罪化を要請するという立場を指す。

点は興味深い。当時、論文の公表、講演会の開催など法律専門家の取り組みは、いずれも法制度の解説をしながら、意見の陳述を行い、一種の法情報発信でもあった。そこで、法律専門家は、情報の提供を通して立法への提言効果を狙ったと推測できる。この推測と一致するかのようにより、第3期が雑誌報道における記事の数が最も多く（423件、全記事の47%）、継続期間も最も長かった（第1期は5年、第2期は9年、第3期は29年）。また、実用雑誌の発展により、『法律ひろば』、『法学セミナー』、『ジュリスト』、『法律時報』などの実用雑誌が、第2期からの伝統を引き継ぎ、研究者の枠を超えて、実務家及び実際の立法審議に参加した官僚など多彩の執筆陣を取り込むようになった。座談会など論文以外の文体様式もこの時期の特徴である。

第2款 戦後の『法律時報』

草創期の伝統を引き継ぎ、戦後の『法律時報』は、法制度や法学に関わる情報の社会発信を狙う雑誌として発展してきた。ただし、「時事問題の解説」「研究資料の提供」「法律智識の普及」といった三つの趣旨の間には、やや温度差が見られる。特に、創刊当時の「法律の大衆化」を思わせる取り組みは姿を潜め、法律学習者及び研究者向けの記事が一層強化されている。

戦後の『法律時報』は1945年の10月から始まった。その際に、「万事につき『道理』を重んずる気風をすることが此際の我国にとって何より大事であると吾々は考へておる」と巻頭では綴られている。むろん、そこでの「道理」とは法的議論を通して社会問題を表現することであり、「吾々」とは法学研究者や法律実務者を表している。こうした法律専門家の声（「吾々の考え」）を発信する姿勢は、法律時報の編集部と法学研究者の関係によって成り立っていた。

まず、編集体制から見れば、責任編集者への就任は出版社側の決定ではなく、前任の法学者による指名という方式が採用されている。末弘厳太郎が亡くなった後、『法律時報』の誕生当時から記事の提供などを通して編集に関わってきた、末弘と同じ法社会学者で弟子の戒能通孝が担当することになった。同様に、その次に編集者になった野村平爾も前任者からの推薦で決められた。ただ、2000年以降においては、編集委員会

方式を採用することになった。そのやり方は、民法、商法、刑法など各分野から1人ずつのメンバーが3ヶ月に1回集まって、雑誌の「特集」に関する企画を決定する方式である⁴⁵。

また、研究会の活動は、戦後の『法律時報』と法学研究との新たな接点となった。『法律時報1000号記念企画』（80巻10号）の「研究会活動のあゆみ」では、民事法研究会、刑事法研究会、取引法研究会、法律行為研究会また労働判例研究会の状況が紹介されている。それによると、『法律時報』は、一方では研究会の成果を活かして判例と各分野の研究動向の関係記事を確認し、他方では、研究会に対して会場を提供するなど会の運営面での協力を行ってきた。このことから、『法律時報』が単なる雑誌としての性格を超えて、深く研究活動に参画している情報メディアであることがわかる。

そして、『法律時報』は、研究の作業にとって、時事的な法律問題だけでなく、資料の収集と整理までのサービスを提供するような組織でもある。2000年以降、日本評論社は法律文献のデータベースにも事業を拡大し、情報技術の進展とともに法律情報の電子化を進めてきた。同データベースは、今では日本の法律文献に関する主流のデータベースとして広く知られている。このように、戦後の『法律時報』は、単なる一つの雑誌という枠にとどまることなく、法情報に関わる複合的な情報サービスシステムへと発展してきた。

第3款 『法律時報』の刑法改正報道（1953年—1975年）

『法律時報』での刑事法改正報道は、先述した第2期から始まった。本論で特に注目しておきたいのは、刑法改正に関わる特集の企画である。前節のように、『法律時報』の特集は、時事性を重視しながら、編集側の特徴をより反映するようになっている。特集の特徴について、以下、簡潔に紹介する。文章のジャンル面では、論説が最も多く、特集としては座談会（11件）、研究者に対するアンケート（3件）、また法律草案（仮案）、日弁会など特定の団体による立法意見といった資料（4件）も掲載

⁴⁵ 編集委員自身の記録：<http://blog.livedoor.jp/leonhardt/archives/50555171.html>；<http://kanakotakayama.blog.eonet.jp/default/2012/09/post-0a08.html>

されている。また、執筆者の構成では、当時研究教育機関に在籍していた法学研究者が主要な執筆者であったが、弁護士、議員、判事、また立法過程に関わる官僚も、論文以外の記事ではしばしば現れてくる。ただし、通時的に見ると、刑事法改正の特集(1982年5月)以後、刑事法改正関係の記事(9件)は特集化されておらず、報道構成上も論文の単一形で、座談会、資料としても扱われていない。従って、『法律時報』における刑事法改正に関する本格的な報道は、1950～70年頃に集中していることがわかる。

編集長から見る刑法改正⁴⁶

編集者は『法律時報』における刑事法改正の報道をいかに認識しているか。その答えを通じて編集方針を知るための手がかりを得ることにしよう。1950年代に『法律時報』の編集長を務めた清水は、刑法改正に注目した理由について以下のように語っていた。

「本誌は今日(1976年)まで刑法改正問題に取り込んできたのであるが、それは何ととっても56年に始まった改正作業が、戦前のファッション的な改正刑法仮案を土台として出発した、というあまりにも時代錯誤的な姿勢に強い疑問を持ったからである。同時にまた、刑法のような基本法でかつ人権に直接かかわる重要法規については、できるだけオープンな議論が必要だ、と考えられた。」

この発言からわかるのは、法律現象の解説者としての『法律時報』の特徴である。

まず、そうした刑法改正に対して、『法律時報』の報道には強い価値判断が含まれていることに注意すべきである。上述の新聞では、立法手続という行動面が語られ、報道者自身の立場が明確に示されることはあまりなかった。ところが、新聞の立法報道とは対照的に、『法律時報』の論説では、編集過程まではっきりした特定の立場・問題関心を持っている。それは、上述した1945年の巻頭言にも示されていたように、法律

⁴⁶ 清水英夫「編集長が語る法律時報の60年 戦後の法律時報と法学—その私的回顧」『法律時報臨時増刊／昭和の法と法学』(日本評論社、1978) 271頁以下。

専門家特に法学研究者という集団の立場を示そうとするものである。

また、その時期の『法律時報』では刑事改正作業の進展に応じて、記事特集を掲載することによって、刑事法学の動きに影響を与えようとする姿勢がみられる⁴⁷。以下の年譜は、編集長清水が言及した『法律時報』の記事と当時の立法動向をまとめたものである。

1956年10月	法務省に刑法改正準備会を設置
1957年2月	法律時報『刑法の改正』 木村亀二「刑法改正の世界史的系譜」
1960年4月	刑法改正準備会が「改正刑法準備案」（未定稿）を作成
5月	『法律時報』6月号「準備案」の全文掲載
28日	改正刑法の臨時創刊
8月	『法律時報』8月号刑法改正の小特集
1961年12月	法務省が「刑法改正準備草案」を公表
1962年3月	『法律時報』3月号特集「改正刑法準備草案の検討」
1963年5月	法務大臣は「刑法に全面的改正を加える必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい」法制審議会に対して諮問。法制審議会が刑事法特別部会を設置。特別部会長に小野清一郎が就任
1963年7月	特別部会で5小委員会を設けて検討すること決定
1965年1月	『法律時報』1月号特集「刑法改正の現状と論点」
1966年6月	『法律時報』6月号特集「刑法改正問題をめぐって」
1969年12月	特別部会が第1次参考案
1971年10月	特別部会が第1次参考案
11月	特別部会が「改正刑法草案」を作成
1972年4月	法制審議会が「改正刑法草案」各条文に対する総会審議を開始

⁴⁷ 『法律時報』では、そのようなやり方が実際に一般的に使われている。訴訟に対しても同じ仕組みがあることが編集者とのインタビューで明らかにした。

- 1974年 5月 法制審議会「改正刑法草案」の総会審議終了。「①刑法に全面的改正を加える必要がある。②改正の要綱は当審議会の決定した改正刑法草案による」という決定を行い、即日法務大臣に答申した。
- 6月 『法律時報』6月号特集「刑法改正の問題点」
- 1975年 4月 『法律時報』臨時増刊「改正刑法草案の総合的検討」
- 1976年 9月 『法律時報』9月号「刑法改正中間報告」
- 1979年12月 『法律時報』12月号「特集資料 再審法改正案（刑事訴訟法の一部改正案9）・再審関係文献目録（特集 刑事再審の現状と立法問題）」

以上のように、『法律時報』の報道は、法務省の動向に合わせたものであることがわかる。ただ、例えば1965年1月、1966年6月の特集は、審議草案の公開前に掲載されたものであった。このことから、『法律時報』は単に法律案（草案）の事後解説をするだけではなく、特別部会の審議それ自体に対しても働きかけをしようとしていたことが窺われる。『法律時報』は、当時の社会に対して立法動向を説明するだけではなく、当時の法学者の草案批判に同調して実際の立法過程に対して影響を及ぼそうとする情報を発信する、ただの中立的な観察者ではなかった。

では、そのような役割が成立した条件は何か。この問いは、情報の構成という側面から考察してみよう。すなわち、『法律時報』が狙った「オープンな議論」とは、一体どのような情報から構築されているのか。具体的には、誰（情報源）が、どのような視点（テキストの構成）で「刑法改正」について語っているか、またその中で『法律時報』の編集側は、いかなる役割を果たしたことになるのだろうか。

②刑事改正の特集

1957年2月の「刑法の改正」は、刑法改正準備会の審議早期に公表された特集である。いうまでもなく、その時期には具体的な改正案がまだ形成されていないため、立法審議中の報道として位置づけることができる。その特集は、木村亀二の『刑法改正の世界史的な系譜』（49頁）と宮内裕『保安処分についての若干の問題』（10-14頁）という二本の総論的な論文をはじめ、座談会の『刑法改正にのそむ』（15-27頁）、アンケートの『刑

法改正に対する意見』（28-61頁）、比較法研究『刑罰の目的と刑の量定—西ドイツの「刑法改正資料」から』（62-68頁）、口絵の『刑法学のリーダーたち』（表紙2と第69頁の解説）、資料の大正15年『刑法改正の綱領・改正刑法仮案』（88-105頁）、さらに関連特別法の『監獄法の改正』（74-82頁）により構成されている。執筆者では、法学（特に刑法）研究者以外に、弁護士（『監獄法の改正』と座談会）、判事（アンケート）、検事（アンケート）、医学関係者（『監獄法の改正』とアンケート）も意見を寄せている。中でも、編集者の企画によるものとしては、座談会とアンケートがある。特に、アンケートでは、編集部が以下の論点を提起し、議論の範囲を規定している。

「本誌編集部では、学説上、立法上、重要な意味を持つ諸問題につき、学界、実務家から、ひろく意見を求めた。刑法学界に多くの貢献を行うものと信じる。問題の四つのグループをわけ、三、四名の方にお答えしていただく

グループ1：違法性の意識（法律の錯誤）；自救行為。グループ2：共同正犯と教則犯の独立；グループ3 刑の種類、不定期刑、猶予、保安処分；グループ4 特別法犯の吸収、安寧秩序に関する罪、刑の不均衡、その他、各論関係でのご意見」（28-29頁）

『法律時報』は、1960年5月号の別冊として、同年4月27日に刑法改正準備会が発表した「刑法改正案」を全文掲載した。同年6月28日には、45人の研究者、弁護士を含む執筆者を動員して、『法律時報』戦後最大の臨時増刊である『改正刑法準備草案の総合的検討』と題する464頁の「雑誌」を刊行した。同誌では、条文の内容解説が総則と各則に分けて配置され、歴史的考察、新聞評論、立法審議参加者の意見、憲法及び労働問題などの多分野との関係など、様々な角度からの検討が行われた。また、新旧法律の対照などの資料も最後に加えられている。

1962年3月の特集『改正刑法準備草案の検討』は、1960年の「刑法改正案」公表以後の議論を踏まえ、1961年12月の「最終案」の公表に応じたものである。同特集は、木村亀二の「改正刑法準備草案の総合的検討」をはじめ、比較法研究の平野龍一「オーストリア刑法草案について」と

森下忠「イタリア刑法改正法案の問題点」、条文解説である「改正刑法準備草案の問題点」、座談会「改正刑法準備草案の批判的考察」、刑事訴訟法の観点から高田卓而が執筆したゼミ式討論「刑事訴訟法からみた刑法準備草案—大学院生との雑談的討論」、また特定問題の論説である西村克彦の「間接正犯論の盲点—西原春夫氏の新説に関連して」により構成される。執筆者の面では、座談会では弁護士が議論に参加していたが、他のテキストは全て法学研究者による論説であった。

1965年1月の特集では、佐伯「刑法改正問題審議の姿」を冒頭に、比較法研究の西原春夫「西ドイツの刑法改正論争(1)」以外に、当時現れた条文の原理を検討する「責任主義」、「共同正犯」、「刑罰論」、「保安処分」、「推定規定」、「刑事訴訟法への影響」、「国家犯罪」に関する7本の研究論文が掲載された。その特集の中で、唯一の非研究者の執筆者は、法務省刑事局参事官の長島敦である。彼は、『刑法改正作業の現況と問題点』という解説の中で、改正作業即ち審議における議題の設定、意見の展開を紹介することを試みている。

1966年6月の「刑法改正問題をめぐって」は、当時の刑事法特別部会の終盤審議を意識して構想された特集である。その特集の中で特徴的な企画は、9人「刑法の全面改正」(12-21頁)、4人「責任主義の原則」(22-25頁)、4人「共謀共同正犯」(26-31頁)、8人「保安処分」(32-40頁)、3人「犯罪構成要件」(41-43頁)、5人「国家犯罪」(44-49頁)に関するアンケート調査(「刑法改正問題の論点」)である⁴⁸。そのアンケート調査は、

⁴⁸ アンケートの問題設定は、以下のようになっている。即ち、①現在の時点において、刑法の全面的改正をする必要があるとお考えですか。②所謂責任主義の原則を刑法において明らかにすべきだとお考えになりますか。この点に関する準備草案及びその後の諸案の態度についてのご意見をお聞かせて下さい。③準備草案は、共謀共同正犯についての明文の規定をおいていますが、この種の規定を置くことを必要とお考えですか。④常習犯や精神障害者の犯罪に対して特別の処遇をする必要があるとお考えですか。あるとすれば、それはどのようなものとすべきでしょうか。⑤現行法よりも犯罪構成要件を細分化する必要があるとお考えですか。あるとすれば、どのような方法によるべきでしょうか。⑥準備草案では、現行法に比べ国家的法益や社会的法益に対する罪についての規定が強化されているといわれている(スパイ罪、公務妨害罪、騒動予備罪等)。

刑事法研究者のみが対象とされた。その趣旨について、編集部は次のように述べている。

「法制審議会が「現行刑法の全面的改正」について審議を始めてから三年を経過しました、ほしたが、最近では一月号において、刑法研究者に対するアンケート調査を行いました。他方、日本刑法学会は、本年四月の大会で改正問題の討議を行っております。審議の進展、研究者の関心の増大、加えて基本法改正という事柄の重要性にかんがみ、今回再び特集を編んだ次第であります。」（11頁）

1974年の特集『刑法改正の問題点』は、「罪刑法定主義」「犯罪論」「刑罰論」という刑法の理論面から、各則の条文の検討、法改正手続の問題点（座談会）など、200頁に渡って刑法改正を全面的に批判する複数の記事により構成された。また、アンケートを実施し、法制審議会に参画しなかった65名の刑事法学会研究者の意見を集中的に載せた⁴⁹。そのアンケートは、刑法改正の問題点を以下のような5点に区分けし、対象研究者がそれに答える形式で掲載された。原稿依頼の際に、編集部は記事の主題に関して以下のように説明した。

一、改正刑法草案（昭四七、刑事法特別部会、以下同じ）の基本的性格や問題点をどうお考えになりますか—本項は刑法改正作業全般にわたってのご意見ですので、例えば、審議過程に対する意見や、構成要件の細分化というご意見のように概括的に草案の問題点をご指摘になるものも含みます。

二、改正刑法草案総則部分のうち、とくに犯罪論についてのご意見—ここでは間接正犯や共謀共同正犯といった個別的なテーマに対す

これらの点についてのご意見をお聞かせください。

⁴⁹ 1926年以後生まれ日本刑法学会に所属し当時全国の各大学において刑事法学（刑法・刑事訴訟法、刑事政策、犯罪学等）の授業を担当していた102名研究者に依頼したようである。その中に、最終的に原稿を寄せたのは65人である。

るご意見を期待いたします。

三、同じく総則部分のうち、刑罰論および処分論についてのご意見
一たとえば、懲役と禁固、常習累犯、保安処分等。

四、改正刑法草案各則部分のうち、国家・社会法益に関する罪につ
いてのご意見一たとえば、騒動予備罪、風俗を害する罪等。

五、同じ各則部分のうち、個人の法益に関する罪についてのご意見
一たとえば、名誉侵害罪、企業秘密ろう示罪等。

(注)二～五については、個別的なテーマを具体的に論じて、また
当該部分の中に流れる原理的な特色を論じてでも良いとされた。

そのアンケートの中では、一の「改正刑法草案の基本的性格・問題点
について」(19件)、三の「改正刑法草案の刑罰論・処分論について」(17件)
が最も意見の集中したところであった。また、同様の意見表明として、
1974年の特集には【資料】の項目で経団連・刑法改正小委員会の「改正
刑法草案に対する意見」も添付されていた。

1976年9月の特集『刑法改正中間報告』は、座談会「刑法改正中間報
告をめぐって」、審議過程を含めた草案条文の解説論文「刑法の全面改
正について」により構成され、また【資料】として法務省「刑法の全面改
正について」と法律時報編集部「刑法改正条文対照表—昭和49年草案・
昭和36年準備草案・昭和15年仮案・現行刑法」が添付された。中間報告は、
当時の各方面からの批判意見に応じたものであるが、各則を中心に修正
が加えられており、例えばこれまでの特集でも議論された騒動予備罪、
名誉侵害罪について削除及び要件の明確化を行うなどの対応がみられ
た。1976年9月の特集は、このように「この中間報告に批判がどのよう
に反映しているか」を検証する目的のほか、「近い将来に予想される政
府案作成についてどういう態度をとるべきか」⁵⁰、さらに、審議過程との
交流を継続するための情報提供を意識していた。

以上の『法律時報』における刑法改正への取り組みについて、主に書

⁵⁰ 吉川経夫＝沢登俊雄＝中義勝＝内藤謙《座談会》「刑法改正中間報告をめぐつ
て」法律時報48巻10号、8頁を参照。

誌情報と編集構成から検討する。

第一に、書誌情報の状況を見ると、法律時報の草創期に確立された即時的、データ性（資料）重視の情報観は、1957-67年の法律時報の編集でさらに強化されたように見える。即時性については、まず以上の各特集は法務省の動き、刑法改正草案の公表に合わせたものであり、公表された次の月に刊行されたケースが多く見られる。また、当時法制審議会の内容が未公開であるにもかかわらず、審議参加者以外の法学研究者などの提供原稿を用いて、審議過程と同時に特集の刊行が行われた。データ性については、改正案原文の掲載のほかに、法務省が作成した資料がもっとも多く掲載されており、また新聞（名誉侵害罪に関する意見）、経団連などの法学以外の関係者の意見も見られる。

第二に、主題情報の状況については、草創期においては法学の観点から社会の現象を説明することで、「法律時評」のような啓蒙的なテキストが重視されたが、これに対して、1957-67年の法律時報では法改正に影響を及ぼそうとして、座談会やアンケートのような形で法学研究者として意見を陳述する側面が強くなった。第2章での新聞の法改正報道と比べると、法律時報での特集が審議過程と法案の条文に報道の関心を置くことは、70年代の新聞の立法報道と共通したところである。ただ、法務省の関係者や研究者からの情報が確保されていることで、当時の新聞よりも立法の「政治的」な側面を詳しく伝えることができる面があった。その一方、新聞におけるような法改正の社会的な側面、つまり特定の事件または当事者の情報は、この時期の法律時報のテキストには見当たらない。このように、法律時報における議論の多元性は、法学研究者及び法学者自身のネットワークを活用した結果である。そして、多様な記事を構成できたのは、社会の立法関心の高揚よりも、この時期の法学が立法審議に対して持つ影響力を伺える。

第四款 その後の刑事法改正と法律雑誌

以上のように、60～70年代における『法律時報』の刑事法改正特集はスター研究者の個性というより、法律家集団（ここでは特に刑事法専門の研究者を中心に）の意見を押し出すような姿勢を取っていた。もし以上の連続的な刑事法改正特集や関連書籍の刊行を専門家集団としての法

律家意見が求められた現象として理解すれば、法律家といった専門家の情報は立法をめぐる世論の形成において一定の影響力を持っていたと推測できるだろう。では、刑事法改正が活発に行った2000年以後の現在、法律雑誌はまたどのように刑事法改正というテーマを扱っているか、その中に変化が見られるか、仮に変化があったとしたら法的コミュニケーションの観点からいかに評価できるか、これらを検討することが本款の課題である。以上の関心を踏まえた上で、80年代以後の法律雑誌における刑事法改正の特集を簡潔に整理してみよう。

1980～1989年間、刑事法改正を検討した法律雑誌の特集は1982年の『自由と正義』(33.1)「監獄法改正要綱批判」、1983年の『法と民主主義』(172)「刑事法『改正』にみる治安政策の展開」、1989年の『ジュリスト』(930)「総特集・刑事訴訟法40年の軌跡と展望」である。其中、前の2つは監獄法改正草案(1982年国会提出)や少年法改正(1983年10月26日最高裁流山中央高校事件決定の補足意見において、非行事実の認定に憲法上の適正手続の要請が及ぶと判示した以後、少年法実務に対する大きな影響を与えたという⁵¹⁾をめぐる論説を掲載していた。ただし、いずれの法改正も見送りとなり、成立していなかった。そして、1989年の『ジュリスト』特集は刑事訴訟法の歴史および現状の問題点と将来の課題を総合的に纏めたものであり、例えば椎橋隆幸の「望まれる法改正(立法化)」など刑事法改正を言及する個別論文が散見される程度に止まっている。そして1990年代に入ると、法適用の立場から法改正の可能性を検討するもの⁵²⁾、または個別の法改正を素材とした単独な論文が散見されるが⁵³⁾、立法過程を問題化する企画特集はなかった。

刑事法改正特集ブームの再来は、2000年以後に刑事法改正が加速した

⁵¹⁾ 松尾浩也「少年法—戦後60年の推移」家庭裁判月報第61巻第1号、94頁以下。

⁵²⁾ 『季刊刑事弁護』(7号)では、特集として「少年といっしょに—付添人活動と少年法改正問題」を検討していた。

⁵³⁾ その時期に、商品取引法改正案に関する検討が複数あった。例えば、神山敏雄「商品取引所法改正案の経済刑法上の検討」(ジュリスト959)、佐藤雅美「インサイダー取引と刑事規制／証券取引法改正をめぐる」(刑法雑誌30.4)、芝原邦爾「不法収益の剥奪と法人処罰の強化(〈連載〉経済刑法研究3〔8〕): 独占禁止法改正を素材として」(法律時報63.12)を挙げることができる。

時期に見られた。少年法改正、裁判員制度など新聞にも取り上げられた話題に関しては、法律雑誌側も自らの視点から法律専門家の議論を中心に展開してきた。2000年～2003年までは、代表的な特集は次のものになる。①2000年4月『刑法雑誌』（39巻）の「少年司法改革の諸問題」：1999年度日本刑法学会分科会Ⅲの内容であり、2000年11月26日成立、2001年4月1日に施行した少年法の問題を取り上げていた。②2001年『ジュリスト』（1209）の「カード犯罪の現状と法改正」：2001年6月に各種支払用カードを構成する電磁的記録の不正作出、所持、その情報の不正取得などの処罰規定を整備する「刑法の一部を改正する法律」を素材に、日本クレジット産業協会による『クレジット犯罪の現状』の論考も掲載した。③2003年『法律時報』（75巻3号）の「最近の刑事立法の動きとその評価：刑事実体法を中心に」：総合的に刑事法改正を扱っている。言及した法改正は、危険運転致死傷罪（2001年成立）、臓器移植法改正（2010年成立）、ストーカー規制法（2000年成立）または支払用カードの保護に関する刑法（2001年）、など多岐にわたる。そして2004年以後は、法改正の特集が様々な法律雑誌で展開されるようになった。かくして、刑事法改正は法律学におけるホットトピックであったことは、雑誌の特集分布からも明らかである。その時期に発表された論考を精査する作業は別論に譲るとして、ここではその一部を年表の形で整理しておくことにする。

- 2004年 『刑法雑誌』44.1 「新規医療テクノロジーをめぐる生命倫理と刑事規制」
『現代刑事法』6.9 「改正児童虐待防止法の成立と展望」
『法律のひろば』57.9 「刑事裁判における裁判員制度の導入」
創刊1949
- 2005年 『法と民主主義』395 「検証・『司法改革』：これで司法は良くなるのか」創刊1946
『刑法雑誌』44.3 「交通犯罪」
『法律のひろば』58.5 「最近の犯罪対策をめぐる動向」
- 2006年 『法と民主主義』408 「どう変わる？ 刑事裁判：第38回司法制度研究集会から」

- 2008年 『法律のひろば』60 「犯罪被害者と裁判の新たな関係」
 2009年 『ジュリスト』1370 「刑事訴訟法60年・裁判員法元年」
 2010年 『法学セミナー』667 「『法改正』を理解する：学習者のための基礎知識」創刊1956
 2013年 『季刊刑事弁護』75 「新時代の刑事司法制度—刑事弁護実務の課題と展望」
 2015年 『法学セミナー』722 「現代刑法改正の検証」
 『法律時報』87 「刑罰の現実と刑罰政策の新展開」

その時期における刑事法改正の雑誌特集には、以下のような特徴が見られる。

①法律雑誌間の細分化。刑事法改正をめぐって、『刑法雑誌』、『法律ひろば』、『法と民主主義』、『法律時報』、『jurist』、『法学セミナー』は、それぞれ特集を企画し、刊行した。『刑法雑誌』、『季刊刑事弁護』は刑事法専門家、法解釈の射程など技術的な側面を検討した。『法律時報』は研究者向けの、歴史的観点と社会的効果に関する法改正過程の特徴と意義を指摘した。『法と民主主義』は法改正の政治的意義を中心に論じていた。『ジュリスト』は刑事法改正に対する異なる法律家の対応の仕方を提供するという姿勢を見せた。『法学セミナー』の場合、立法過程の経緯を入念に解説し、専門の意見より立法をめぐる基礎情報・実務上の変化を重視していた。60-70年代の法律雑誌に比較すると、総合的な特集より、異なる立場から刑事法改正という現象を論じる法律雑誌の細分はより明確になった。論文ではなく、雑誌というメディア媒体それ自体の比較からそれぞれの傾向が読み取れるということは非常に興味深いことである。なぜなら、それは法情報の発信において、雑誌のコントロールすることを示す現象からである。また、その報道体制においては、立法過程の経緯や効果を把握するため、複数の雑誌による総合的に判断しなければならないため、読み手に一定の負担をかけるともいえるだろう。

②提案型から解説型への変化が見られる。以上の特集の発行時期から分かるのは、80年代以後の特集は法改正が成立した後で出版された場合が多い。それは、60-70年代の刑事法改正の審理と法律雑誌の報道がほぼ同時に進行する点で異なる。80年代、特に2000年以後の法律雑誌は、

当該法改正のあり方をめぐる法律家の助言を社会に発信するという意味が弱くなり、制度の変化およびその効果を検討するという解説役に立つように思われる。そこでは、制定法としての法律の内容が前提とされている。刑事法の趣旨を一般論として述べる部分より、近時の刑事法改正は具体的な行為の評価や結論に関する事例的な意味を強く持つような点で特徴がある。確かに、立法学の問題提起とともに、多少は原理的な批判も展開されたように見えるが、全体に占める割合を高めているのが事後型の論文であることは否めない。

③執筆陣の固定化。学生、法曹また研究者向けの法律雑誌はそれぞれ刑事法改正を論じた中では、研究者の執筆者が最も多く、弁護士がその次で、判事や法制事務局の職員による寄稿も見られる（『法と民主主義』は弁護士の活動を記録する面がある）。そうした特徴は、60-70年代『法律時報』の刑事法特集にも見られる。ただし、論説を中心に編集されてきた刑事法の特集においては、研究者・実務家以外の一般人の意見と言えるようなものは特に無く、は対象事件の当事者として出てくるにとどまっている。一見、議論主体こそ多様化が進んでいるようにも見えるが、実際に誰でも執筆者になれるような情報発信の形態や過程を採用しているわけではない。60-70年代の特集は、刑事法専攻学者に限定しているが、アンケート意見の手法を用いていた。それに比べると、2000年以後の刑事法改正特集は、原稿依頼という形で情報源を限定するといった意味での閉鎖性が目立つようになったと思われる。

もっとも、近時の刑事法改正の是非に対して、法律雑誌あるいは日本の法律家が無関心であったわけではない。上述の多様な特集の刊行はその点を傍証している。ただし、60～70年代の「法律時報」の刑事法特集と異なり、法律家の発信が社会に対して大きなインパクトを与えたわけではなかったようである。こうした現象をどのように説明すればよいのかについてを論じた上で、本章の結びとする。

結び 法情報の「専門化」

以上の考察を踏まえて、日本における法律雑誌の特性と効果をまとめると、次の2点に集約される。

第一に、法律雑誌の経緯により、日本の法律雑誌は司法のような法律

家の実践に応じたものではなく、立法や西洋の制度導入に関わる人材養成というニーズから生まれたものであったといえる。その場合、法律専門家の情報発信は、法律学という職業内部の交流（法学研究）、法律学の実務（法律相談）、及び一般社会に対する法律学の普及（教養エッセイ）というような、複数な役割を担っていたことがわかる。複合的な情報発信への志向は、法律雑誌の草創期（明治大正時代）に最も顕著であったが、その後、情報は単一化する傾向が見られる。このような現象の背後には、法律雑誌の細分化の影響が考えられる。司法実務や個別の問題解決に向けるつまり実践的な専門情報を生産するという雑誌方針の変化は、結局立法過程への直接的な発信を避ける傾向に繋っていく。

第二に、法律雑誌の伝達効果は、文章面のわかりやすさを超えて、法律家の社会活動にも関わることが確認できる。その点に関しては、60-70年代と2000年以後の刑事法改正をめぐる雑誌特集の比較から明らかにした。それは執筆陣または文章の形式に関しては基本的に共通していたが、刊行の時期または雑誌内構成の相違は雑誌独自の方針以外に、法律家の活動範囲に連動しているよう思われる。例えば、60-70年代の『法律時報』の特徴は、内容的には法律家の専門性を強調するものであり、当時の閉鎖的な立法過程にアクセスできる人的ネットワークを持つ法律家の発言は、審議の実態を知るための貴重な資料であり、一般情報としての価値を持っていた。逆に、2000年以後の場合、民主化改革を背景に法制審議会議事録の公開と伴に、立法審議の一次資料は法律家・法律雑誌以外の媒体から入手可能となっている。同時に、法律専門家以外の集団が新たに加えられ、立法審議の中に法律家情報の独占から非・法学情報の重視への方向性が見られる。法律雑誌による発信は、一利益団体（法律家）の意見として、つまり専門情報に止まる。従って、情報面の限り、現在の法律家は法改正の是非を判断する権威があるものの、以前ほど強いものではないと思われる。

第四章 法情報の性質—社会性と専門性の間

本章では、以上の検討を踏まえた上で、改めて法的コミュニケーションの観点から法情報の性質を再構成する。第2章と第3章では、新聞や

法律雑誌における法情報の形成とその機能を分析した。そこでは、近年大衆が求める法情報と法律家が提供するものとのギャップがわかる。大衆向けのレベルにおける法情報の変化は、近年刑事法改正の過程に見られる市民感情を強調する世論の形成にも反映されているように思われる。本論は、法律家向けの法情報と一般向けの法報道との乖離を、単なる情報の形式的な操作（「アクセスあるいは分かりやすさの問題」）で短期的に解決するより、その背後にある法学・法律家が担う社会的役割の変化から理解しようとする。

情報⁵⁴は「ある対象の状態を明らかにするものである」とされ、日常生活で「記号（符号）によって何らかの『意味』が担われたものである」と定義されているのは一般的なようである⁵⁵。情報における意味の形成について、情報社会学者である正村俊之が以下のように分析していた。すなわち、情報には2つの側面が含まれ、①同一性—オリジナルの対象と同じもののよう理解されなければならない、②差異性—媒介の特性によってオリジナルのメッセージが圧縮され、オリジナルとの異なるバージョンを持つ、という⁵⁶。このことから、法情報の形成には法を媒介として社会事実を抽象化する際に起こる情報の圧縮、また社会の認識に関する法情報と他の情報形態を如何に区別する問題が含まれていることが推測できる。

従来、法情報は、「法・法学に関わる情報」という漠然としたニュアンスで使われることが多かった。前述の通り、法情報の対象は、法令集、判例集など司法データから学術論文など法学研究から、また法形成・政策形成や法適用のための統計・報道など事実に関する資料までになる⁵⁷。

⁵⁴ 序章でも述べたように、本論の問題関心は、法情報の変化とそのことによってもたらされる効果にある。ここでは、法情報とそれを生み出した法学や社会の環境を描くような研究方法を探る。従って、情報に関する本論の検討は情報社会学の系譜にあるともいえる。

⁵⁵ 『現代社会学事典』（弘文堂、2012年）666頁を参照。

⁵⁶ 正村俊之『情報空間論』（勁草書店、2000）256-258頁を参照。

⁵⁷ 法情報論に関する教科書の多くは法情報の意味を直接定義するより、具体的な資料の様式を紹介するような形式を採用している。例えば、指宿信『法情報学の世界』（第一法規、2010）加賀山茂・松浦好治『法情報学：ネットワーク

つまり、法情報と呼ばれるものは、法律学という職業をめぐる多様な活動と伴に形成されているように理解できる。多様な法情報媒介の列举作業だけでは、「法に関わる」という共通項の意味を明らかできない。だからこそ、新聞と法律雑誌において、異なった「法・法学に関わる情報」が混在していたことは、その概念の多義性を示している。

本章では、法情報の基準を明確にするため、法律家という職業集団の情報発信に目を向け、法情報の性質を検討する。日本の法情報環境において、法律家とくに法学研究者は重要な発信者といえる。なぜなら、法学研究者は、研究発表を動機として活動し、また教育領域では法的知識を教授するからである。そういう意味で、法学研究者は、法律学における情報提供の担い手であることは、自明のことである。また、これまで本論で検討してきた新聞や法律雑誌における法に関する記述は、いずれ法学研究者を含む法律家による情報のもと（取材や原稿提供）で構成されてきたという側面がある。彼らの情報活動を調べることによって最もコアな法情報の生産過程を辿ることができると考えられる。

そこで具体的には、次のように論を進めていきたい。第2節では、教養新書である川島武宜の『日本人の法意識』を素材に、社会発信をめぐる法学者の取り込みとその効果を検討する。日本の法学研究者には、学術研究以外にも法の知識を紹介する解説本を執筆するという伝統がある。川島武宜の『日本人の法意識』はそのジャンルを代表するものとして取り上げられる。第3節では、法律家の核心作業である法解釈をめぐる方法論的な議論を素材に、法律家集団における情報活動の射程とその意義を検討する。最後に、専門家による発信の特徴を把握した上で、改めて法情報分析のアプローチを示す。

時代の法学入門』(有斐閣、2006)が挙げられる。また、リーガル・リサーチの場合でも、リサーチの対象となる法情報がその資料出典、形式、役割など情報実践の角度から整理されたものとして、いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガル・リサーチ』[第4版](日本評論社、2012)がある。以上の法情報分析は日本の法情報研究を知るための基本的な文献だが、本論ではそれとは異なるアプローチを取る。

第一節 法情報の社会性—『日本人の法意識』の例を中心に

一般社会に向けた法の発信例として、教養新書の法律解説書は、その典型である。ただ、法律解説書についての明確の定義が存在するわけではない。現時点では、法学の解説本に関する法学・メディア論の学術研究は殆ど見当たらない。第3章第2節で出版産業と教養文化の誕生からわかるように、教養書の刊行は著者ではなく、読者層の性質に左右される。日本書籍出版協会が発行した図書情報では、学術書と一般書が区別されておらず、法律・政治のカテゴリーのみ設けられている。形式の面から見れば、法律学解説本は新書や絵本などのカテゴリーに属し、参考文献は少なく、専門用語を回避する傾向にあるといった特徴から、これらを学術書とは異なった特徴として捉えることができる⁵⁸。そして、教養に資する図書として、法律専門家を中心とした執筆陣には、自身の職業活動と大衆性との間を調整する「バランス感覚」が求められている。

第1章で述べた通り、川島武宜の『日本人の法意識』は、日本の法社会学に重要な分析概念である「法意識」の概念を提供し、法専門家（西洋の法学思想を受け入れる意味で）と社会意識（法の使用者立場）とのズレを論じたものである。そしてこのような『日本人の法意識』の結論に対しては、さまざまな批判がなされている。ただし、当時の市民を対象に法（法学）の理念を伝達するという、いわゆる啓蒙活動としての意味を有する『日本人の法意識』もまた広く認められている。そうすれば、『日本人の法意識』を研究する意義は、その結論の妥当性にあるだけではない。ここでは、『日本人の法意識』をどう読み、どのような課題を含むかという法的コミュニケーションの問いに立ち返らねばならない。

⁵⁸ そもそも定義が確定していないのは、教養書に記述された「法情報」の性質に由来するものと推測できる。例えば、自然科学系のような学術知識として「法情報」を捉えたとすれば、そこでの「法情報」自体は文脈に依存しないものであって、誰がいつどこでどのように扱おうとしてもその内容は常に一義的なものと理解されるべきである。ただし、情報が伝達・伝播されるためには、それらを媒介する「乗り物」が必要であり、その「乗り物」によって情報の形態が変わるといったことも考えられる。本論のように法情報の伝達過程を重視する場合、伝達過程の形態に応じて生じる効果にまで、種々の影響が及ぶことになる。

第一款 『日本人の法意識』の企画とその特徴

1967年、岩波書店は、同書店誕生30周年記念作品として、『日本人の法意識』（著作集四巻、初出）を一般向けの教養新書として出版した。『日本人の法意識』の「はしがき」では、本書出版の背景として、1965年10月11日から東京で行った岩波市民講座「日本人の法意識」の内容を全面的に書き改めたものであると記述されている。つまり、本書は、専門家のための学術論文ではなく、一般読者のためのエッセーという性格をもつ。『日本人の法意識』が刊行された1960後半は、法学部生を含む大学生が急増し、その背景として教育本や人生論などの教養本に注目が集まった。『日本人の法意識』はそうした背景の下、岩波書店30周年記念として出版された第一弾の教養本であり、社会の基本的な仕組みを紹介するものであるように思われる。

『日本人の法意識』の執筆に関連する川島の研究資料⁵⁹には、新書の中で用いた事例や体験談が、講座の記録で事件の経過や感想などの詳細な内容が残されている。また、例えば『日本人の法意識』の第2章の法意識論の機能に関しては、講座の記録ではないが、川島の別の論文から使用した痕跡が見られる。そして、編集者とのやりとりは手紙の形として残っており、その中に編集者から内容に関する意見はなかったが、代わりに、時事に関する感想など川島個人との会話と思われる内容が綴られている。

以上の通り、依拠するデータの「日常化」はまた『日本人の法意識』の特徴でもあった。それは、参考文献の選択が法学の資料にとどまらず、例えば歴史、文学、政治など広い人文学の知見が参照されたことから確かめられる。本文に体験、逸話、文芸作品などが用いられている点で、学術論文のような厳格な概念構成とは異なっていることが明らかであるが、法現象を解説する本として、法学の専門性を強調することよりも、

⁵⁹ 『日本人の法意識』の作成に関わる資料が、現在札幌大学川島文庫に保管されている。①『日本人の法意識』のもとになった講義の記録8冊（岩波市民講座：1965年10－11月東京）、②『日本人の法意識』及び草稿、メモ、書簡、原稿14冊、③罪と罰についての意識：『日本人の法意識』に掲載されなかった章の原稿（訂正のための記入あり）など、三種類である。

身近な情報源の大衆化によって読者の理解を促進しようとする狙いが見える。

第二款 『日本人の法意識』の読者

1985年の法社会学会では、山田卓生も自らの体験から海外の日本法研究における川島理論の浸透を指摘した。「われわれも、外国いきますと、何故訴訟がそんなに少ないのかとか、何故法律家が少なくて済むのかといったところを、必ず聞かれるほど知られているわけです」と「証言」した⁶⁰。同じところで、川島の法意識論がなぜ広く読まれたかという理由について、山田は「これ（『日本人の法意識』）を日本法についての予備知識なしに読みますと、まさに日本法というのは、ビキュリアーだと感ずることになるだろうと思います」を指摘した。

そこから分かるように、非研究者向けの手法にも関わらず、『日本人の法意識』の影響は絶大であった。『日本人の法意識』とその関連文献は、日本国内のみならず、海外でも日本・日本法文化を検討する際の古典文献として法律専門家の間に広く知られている。日本の場合、法社会学のみではなく、法哲学、比較法、法制史などの基礎法分野から、民法、憲法、刑事法など実体法までが、法と社会のズレという『日本人の法意識』の趣旨を全面に受け入れた。その一方で、『日本人の法意識』をめぐる議論には、論点の多様性があることも特徴である。『日本人の法意識』をめぐる主要な論点は第1章の第三節で分析したためここでは省略するが、広く影響を及ぼした『日本人の法意識』は、著者である川島武宜の考えを超えて、「文化」に関する検討（1970～）、訴訟行動の意義に関する反省（1978～）また訴訟前の「紛争処理」（1985～）まで拡大するような認識の変化が見られた⁶¹。

これに対して、例えばアメリカの場合には、川島の理論を違う視点から読み解く。それが鮮明に現れるのは、日本の過去（歴史）を精察する

⁶⁰ 山田卓生「外国人による日本人の法意識」法社会学37号（1985年）、40-41頁を参照。

⁶¹ 日本人の法意識に関する文献主題の変化について、六本佳平「日本人の法意識の研究状況—観念論的整理」『法社会学』（有斐閣、1983）を参照。

ような日本研究者のアプローチではなく、外国との比較を軸にして、日本人の法意識論を日本文化論に転換するところである。その背景には、「西洋とりわけアメリカをモデルにして日本の近代化＝民主化を図りたい」という川島の発想が、60-70年代のアメリカ社会における「アメリカ法をモデルとする日本法の民主化」という主流の意識に合致したことがあり、そのことが川島理論の浸透を促進したと指摘される⁶²。

それに対して、川島の理論が翻訳され、広く読まれた中国では、川島の理論における社会統制のあり方が注目されている。図 I は2009～2014年中国で公表された学術論文の中に、川島の著作を引用した文章の主題（頻出語）を分析したものである。そこからわかるのは、政治学や法理学の学者は近代化や権利意識の論点から川島の法意識論を中国社会に照らし、統治体制及び法システムを支える社会的条件（ここでは民衆の支持と教育）を分析する道具として使われているが、民法学者の場合は川島理論とくに法意識論を言及することが少ない。要するに、現在の中国読者にとって、川島の法意識論は具体的な司法活動から離れ、一種政治的な理論として見えなくもない⁶³。

⁶² 石川一三夫「日本人の法意識論史－日米関係の推移から見た法文化論」『日本現代法史論－近代から現代へ』（法律文化社、2010）301－303頁を参照。その理論をアメリカで発表する際に、アメリカの法律専門家に強い印象を与えた。当時、日本の低訴訟率についてこのハーバード大学で民法学者の加藤一郎の報告が、川島理論と対照に、その原因は法意識ではなく、日本の司法制度の機能不全論を語っていた。周知のように、こうした制度論が後で法意識論に対する有力な批判として現れるが、当時ではアメリカの学者に不評したようである。

⁶³ 本研究は2014年7月に横浜で行われた世界社会学学会（ISA）または2015年8月に東京で行われた東アジア法社会学大会（EALS）での研究発表の一部である。そこでは中国社会科学論文を収録した最大のデータベースであるCNKI（中国知网）を使用し、2011年～2014年まで川島の著作を引用した1114本の論文を素材とした。分析方法について、論文の概要（Abstract）を抽出し、頻出語の集計・解析を行った（Tag Cloud [Javascript] を使用）。分析の際に、川端亮（2009）「質的データのコンピュータ・コーディング」谷富夫・芦田徹郎『よくわかる質的社会調査技法編』ミネルヴァ書房（134-47頁）を参照。

図 I - 1 2009年～2011年の場合

（多く使われた言葉は法治社会、法律文化、価値判断、社会主義と価値目標である）



図 I - 2 2012年～2014年の場合

（多く使われた言葉は法律精神、市民意識、権利意識、私力救济和社会主義基本価値観である）



以上のような、『日本人の法意識』の情報過程から示されるのは、法学者の社会発信は、必ずしも彼・彼女らの学術発信と一致するわけではないことである。確かに、専門家本人から見れば、その違いは単なるレトリック上の問題かもしれないが、実際に理論の射程を反映するほど内

在的なことである。法的コミュニケーションの問題に照らすと、法情報はメディアの性質や読者の文脈との連動で構築される側面がある。法学者が情報源として支配的な地位にあるとしても、特に社会発信の場合、読者の文脈に応じた読み方の変化も注意すべきである。

第二節 専門家の反応—法的議論の多層化

明治時代に憲法(1889年)をはじめ、民法(1898年)、商法(1899年)、刑事訴訟法(1907年)などの基本法典がほぼ公布・施行されたが、労働関係または土地関係など社会立法の整備は大正時代に論争を巻き起こし、やや遅れることになった。こうした背景の下、法と社会認識のズレが法学者に問題視されるようになった⁶⁴。例えば、労働立法など当時の社会立法に積極的にコミットした東京大学民法講座の末弘厳太郎は、1922年に一般政論雑誌「改造」に「嘘の効用」という文章を寄せた。その中で末弘は、社会のニーズに応じるため、法的議論には一定の柔軟性(「嘘」)が含まれることを指摘した。

「例えば、ここに一つの『法』があるとする。ところが世の中がだんだんに変わって、その「法」にあてはまらない新事実が生まれたとする。その際とらるべき最も合理的な手段は、その新事実のために一つの例外を設けることであらねばならぬ。それはきわめて明らかな理屈である。しかし人間は多くの場合その合理的な途をとろうとしない。なんとかしてその新事実を古い「法」の中に押し込めようと努力する。それがため事実をまげること——すなわち「嘘」をつくこと——すらあえて辞さないのである。」

末弘は法の擬制(legal fiction)には、事実上法律改正の目的を達成する手段として、一定の社会的効用があると考えていた。ただし、その擬制については、「世の中の人間はとうてい安心していことができません」とし、「なぜならば、彼らはこの方法によってでも『法』と『人間』

⁶⁴ 村上淳一『＜法＞の歴史』(東京大学出版社、1997) 58-59頁を参照。

との調和をとってゆかねばならぬ苦しい地位にあるのですから。ところが、法律上、社会上毫もかかる拘束を受けていない人々——学者——がみずからのとらわれている「伝統」や「独断」と「人間の要求」とのつじつまを合わせるために、有意または無意的に「嘘」について平然としているのをみると、われわれはとうていその可なるゆえんを発見することができないのです」とも述べていた。これは、第一章で述べたエーデルマン法の「鎮静効果」とも共通していると思われる。

末弘は、法言説による社会統制としての機能を認識し、法の「嘘」が立法を通じて改正されることを期待していた⁶⁵。このように、少なくとも当時法学研究者の中では、（内部）送信側と（外部）受信側で法情報の捉え方が異なり、法的コミュニケーションをめぐる多層な構造、すなわち、法的象徴理論の基本発想が既に理解されていたといえるだろう。ただ、末弘はこうした法に対する理解の差異は一時あるいは歴史的な産物と評価していた。内部者である日本の法学者は、法の曖昧性を出来る限り回避する傾向も末弘の理論から読み取ることができる。こうした傾向は法の象徴への排除と結びつくようになろう。

法の象徴的機能に対する消極的な傾向は、戦後の法解釈論争に鮮明に反映された。戦後の法解釈論争は1950年代の日本政府による憲法解釈の変更を背景に、法律学・裁判への高い関心の中で始められたものとされる⁶⁶。その後、論争は、民法の解釈に限定されず、法の一般理論（法政策学）まで至る法学全体のビッグストーリーとなっていく。戦後の法解釈論争は、法とはなにか、法律学はいかにあらねばならぬか、という日本

⁶⁵ エーデルマンは『The Politics of Misinformation』（Cambridge University, 2001年）と題した著作で儀式的な法的言語を論じ、そこで同様に「lying」という言葉を使っていた。

⁶⁶ この論争をめぐっては、膨大の資料が存在することに加えて、実質レベルの具体的な法解釈展開を深める実践的な志向も見られる。ただ、論争それ自体について論じることは本論の主題からそれることになるため、ここで論じることはできない。論争の概観については、例えば、田中成明『現代法理学』第14章「戦後の法解釈理論の展開」（有斐閣、2010）を参照。また、論争初期の達成点についての整理は、碧海純一「戦後日本における法解釈論の検討」『法解釈の理論：恒藤先生古稀祝賀記念論文集』（有斐閣、1960）を参照。

社会における法学の位置づけを反省する法律家集団の言説にも見える。こういう意味で、戦後の法解釈論争は、法律家集団におけるコミュニケーションの組織原理を検討するための重要な素材として確認する必要性があると思われる。

戦後の法解釈論争の膨大な議論の中で、本論は法的専門家集団と社会の一般認識とのズレに関する理解という側面に絞って、法学者の見解を、連動型、同一型、または分離型の三つに分けて簡単に整理する。

第一款 連動型

法解釈論争において出発点となる問題は、実定法の条文を解釈する際に客観的な基準があるのかという問題、つまり法解釈の客観性に関する議論である。この問題を提起した来栖三郎は、条文に関して複数の解釈可能性があることを認めた上で、その解釈の選択は個人（特に裁判官）の価値判断に影響されうるとして、法解釈の主観性を訴えた。ここで、法解釈の制約は、解釈者の判断の「わく」、即ち論拠の範囲に依存するとされた。例えば、彼の1956年の論文「法の解釈における制定法の意義」では、制定法は法源の一つに過ぎず、「制定法と異なるところを法として確定しなければならないことがある」とされ、法律家は単純に条文の論理演繹以上の、現実の社会関係への配慮を重視するという社会実践に応じる立場にあるものとされた。ここで法的議論は、制定法等の規定された規範と、裁判において確定される具体的な社会反応のレベルの論理という、2つの論拠によって分けられている⁶⁷。

こうした法律作業の価値判断的な側面は、その後、基本的に受け入れられたが、問題は、制定法などの前提となる規範のあり方と、社会における反応レベルとの関係である。「わく」といった呼び方から、来栖は両者を論理的に異なるものとして考えていることがわかる⁶⁸。しかし、「裁判官の法の解釈は社会的勢力関係の現存状態の安定を目安として行

⁶⁷ 来栖三郎「法の解釈における制定法の意義」『法とフィクション』（東京大学出版会、1999）第2章を参照。

⁶⁸ 木庭顕「余白に」『現代日本法へのカタバシス』（羽鳥書店、2013）262-264頁を参照。

われ、従って極端はさらわれ、中庸ということが尊重され、結局、社会に支配的な見解、つまりに学者によっては社会的潮流などによんでいるものに従う」と指摘する来栖は、法と社会の認識的なズレを裁判官各自の社会認識（「政治的責任」）と法律技法（法的擬制・フィクション論）に照らして解消されるものと考えている。

以上は、法律専門家（裁判官）と市民の法的議論を分けて考えた上で、法律専門家の媒介機能を期待するような認識図式である。この法的議論の考え方を、本論では「連動型」と呼ぶ。法の情報伝達に対して、連動型は次のような意義を持っている。まず、裁判官の主観による法形成を認めた上で、法解釈の判断基準が相対化される結果、法的議論の思考過程自体を重視する。法律家集団の組織原理はこうした論争の中で修正強化されると推測される。次に、法解釈過程とは、単なる「信念としての主観」ではなく、「論拠を挙げた主観」「コミュニケーション可能な主観」「『何を法たらしめるかの争い』の舞台」における法的コミュニケーション（ここではとくに言語的コミュニケーションを指す）によって形成されるものである⁶⁹。従って、来栖は日本の法学者の中でも、法的言説をそれと関連するコミュニケーションの性質によって認識していたことがわかる。

第二款 同一型

60年代に入ると、法的議論の価値判断に関して新たな認識枠組が登場してきた。一つは、川島武宜が主張した「科学としての法律学」であり、もう一つは「利益衡量」と呼ばれた法解釈の方法である。両者に共通するのは、法的議論における価値判断の存在を認めた上で、価値判断の形成過程をいかに「客観的」に説明するかに着目する点である。そこでの「客観的」とは、まさに法ドグマの枠を超えて、受け手の文脈に関係なく理解できることを意味する。

川島理論の経緯に関する詳細は、別稿に譲るが、彼の理論の発想とは、裁判の作法及び紛争を法学の研究対象として、「法社会学」という科学的な方法で処理するものであった。そこでの「科学的」な方法については、「客観的な情報（即ちデータ）によって証明されることを前提（論理的）

⁶⁹ 注66・碧海純一、52頁を参照。

或いは予定(事実上)していること」と指摘された⁷⁰。従って、法的議論の価値判断は、裁判官あるいは法学者の法解釈作業の一部である場合、価値判断の形成過程に関しては、一定の科学的手法を通じて予測あるいはコントロールできるというように考えられる。つまり、法的議論においては、その内容が裁判官の主観的な因子に影響されても、その影響作用を科学的な方法によって分析できる、という。さらに、こうした分析の方法自体は、規範の演繹などの法学的技能に必ずしも内在するわけではないため、法学の外部にも説得力があると想定されるだろう。

それに対して、「利益衡量論」は別の切り口で、法的議論の外部的説得力を構築しようとした。「利益衡量論」は、価値判断の分節化、つまり法解釈作業の中から展開したものである⁷¹。そして、「利益衡量論」の目的は、「最も一般的に納得できる価値」を抽出するように実質的な判断を下すことである。

「利益衡量論」は、個別の判例研究を積み重ね、具体的な紛争の解決を単なる条文の論理性または当事者の間の利害調整ではなく、「その規定によって規律される社会関係」および「解釈の社会影響」まで判断の射程に入れるように進んできた⁷²。従って、法的議論、即ち法解釈と社会の一般人の理解との認知的距離を短縮する効果は、実は「利益衡量論」にもあるように思われる。

⁷⁰ 川島武宜「法社会学の方法論について－『法社会学講座』に対する批判に答えて」『法社会学の方法』(有斐閣、1974)第14頁。

⁷¹ 「利益考量論といわれるものは、一方の解釈をすることによってどのような利益が保護され、どのような価値が実現されるかを考えて、どちらをとるかを決めようというのですから、結論つまり効果をまず考えるもの、効果そのものが争われているときに、そちらを先に考えて、それを要件論に反映させるのは、この手法の一つの応用と考えています」(星野英一「民法の解釈のしかたとその背景」『民法論集 第8巻』(有斐閣、1996)187頁以下)。また、利益衡量論の発達史については、吉田邦彦「リアリズム法学と利益考量論に関する『基礎理論』的考察－民法解釈学方法論の思想的系譜」『私法学の再構成』(北海道大学出版会、1999)が有益である。

⁷² 星野英一「民法学の方法に関する覚書」『民法論集第5巻』(有斐閣、1965)72頁以下。

「科学としての法学」も「利益衡量論」のいずれも、法ドグマのような伝統的な法的議論作法以外の、別の要素を法的議論に導入しようとした。方法が異なるとしても、科学の手法も社会的影響の判断も、情報の土台を共有した法律専門家と素人(裁判当事者)との法的なコミュニケーションを支えてくれることが期待された。このような意味で、本論ではこれを同一型と呼ぶ。同一型の背後には、日本の法律専門家が法的議論の発信者と受信者視点を一体化するという、末弘以来の法学者の中に一貫してみられる問題意識があるように思われる。

第三款 分離型

1970年代後半から、裁判官の広範な政策的裁量を求める新しい訴訟の現象が現れ、法解釈の拡張のために新たな議論の開発が司法実務に求められるようになった⁷³。その中でも、法的思考様式を社会と接続しながら、いかに法の専門性を維持しうるかという課題に対して法律専門家の関心が集まった。そこで現われたのが、平井宜雄による法律論である。平井の法律論は、現役の法学者ではなく、法学教育のための一般理論として想定されている⁷⁴。特に、本論の問題意識からすると、「法律家のすべての活動に共通する」議論(argument、argumentation)を出発点にした『法律学基礎論覚書』が有意義である。以下では、この論文を中心に平井の論述と法情報との関係を整理する。

⁷³ 吉田克己『現代市民社会と民法学』（日本評論社、1999）267頁を参照。ここでいう新しい訴訟とは、政策型訴訟や現代型訴訟と呼ばれ、訴訟による当事者の救済のみ（いわゆる「紛争型訴訟」）ではなく関連政策の改正など訴訟外の目的を求めるものである。現代型訴訟については、すでに膨大な研究が蓄積されているが、例えば田中成明『現代社会と裁判－民事訴訟の位置と役割』（弘文社、1996年）を参照。また、研究の概要を理解するには、高橋裕「現代型訴訟のインパクト」和田仁孝＝太田勝造＝阿部昌樹（編）『交渉と紛争処理』（日本評論社、2002）174－195頁を参照。

⁷⁴ そうした読者像は平井宜雄の法学教育論にわたって一貫しているように見られる。関連の記述は、たとえば平井宜雄「はしがき」『法政策学』（有斐閣、1987）、また同『法政策学（第二版）』（有斐閣、1995）3－4頁、または同「法律学基礎論覚書」ジュリスト928号を参照。

①法学者中心の法律学の狭い視野（学者中心主義）、また法律学の法論上の曖昧さ（「社会学主義」）を批判し、法律専門家の養成のために、『議論』による問題解決という観点から「法的思考様式」の特徴を再構成する理論である。

②議論とは、或る主張を提出し、それに反論があれば、証拠や理由をあげて論拠を示し、さらに相手方の反論があればそれに応じて再反論し、それらにもとづいて問題を処理するという一連のプロセスである。

③法的思考の構造は、第一に『議論』においては言明 (statement) は言明によってのみ基礎づけられ、または正当化 (justify) される。第二に、『発見のプロセス』と『正当化のプロセス』- 「マクロ正当化」と「ミクロ正当化」- の異質性を強調する。

「マクロ正当化」については、次のように述べられている。すなわち、「単称言明（個々の事実の存否に関する言明）を経験によるテストで反証すれば、普遍言明（一般理論）の真偽を決定できるから、それが即ち「マクロ正当化」の手續だと考えることができる⁷⁵。それに対して、「ミクロ正当化」は形式的規則に基づく推論を指すと考えられている。また、平井は、『議論』である以上、その「マクロ正当化」はいつでも再び反論され、問われる可能性があることになる」と指摘し、論拠に関する反論、所謂「反証可能性」は単なる各プロセスの内部だけではなく、両プロセスの間にも発生するという。

④法的思考様式の社会的意義について。「カリスマ的権威や独裁や物理力による問題解決がますます力を失い、事実と論理とに基づく説得と合意の獲得による問題解決とに変わりつつある現代の社会においては、人間と人間との関係処理する基本的技術としての法廷を越えた一般的意義を得つつある」⁷⁶とされる

平井モデルの特徴は、法学者自身の（議論）能力に制約を設けることにある。その理論に従えば、政策の判断基準は法的思考様式（正義性基準）

⁷⁵ 平井宜雄「『議論』の構造と『法律論』の性質」『法律学基礎論の研究 平井宜雄著作集Ⅰ』（有斐閣、2009）75-76頁を参照。

⁷⁶ 平井宜雄「戦後日本における法解釈論の再検討」『法律学基礎論の研究 平井宜雄著作集Ⅰ』（有斐閣、2009）59-60頁を参照。

から離れ、法律学の「専門性」はより紛争処理中心、ある意味司法活動中心のルートに戻ったようにも見える。社会情報との関係は、法の発見プロセスによる法律専門家の個人的な判断であり、法解釈の際に必ずしも明確に配慮されるわけではない。「同一型」の法議論と比べると、「分離型」では法学者が、社会情報処理力の強い判断者から、より法学自身の知識枠組に拘る適用者に变化したこともわかる。ただ、平井は法政策学を30年に渡って論じ続けており、当然ながら理論の変化も見られる。早期の平井政策学(80年代)は「資源配分規範」や商取引による紛争処理に注目し、「正義」という共通の前提に従って法概念を再構成すべき、と主張していた⁷⁷。その時期では、同一型に対して反動でもあり、「連動型」に近い法理論であると思われる。その後、両者の不整合性をより意識されるように、情報の差異性を強調するような法情報の理解に至るようである。

法情報論から見る同一型の問題点は、第一節で示したように、法情報の発信は必ず情報の理解にイコールなわけではなく、むしろ著者のコントロールが弱くなる場合もある。それに対して、改めて法律家的な思考様式に拘る平井の法議論は、法の射程を限定することから法解釈の専門性を強調し、法律家が法情報の評価基準をよりコントロールできるようになる。

第三節 『専門性』と情報発信—法情報環境の分析に向けて

序章で述べた通り、情報面における法の象徴的機能は、非法専門家の視点から法情報を理解する際に現れた現象である。しかしながら、専門家—非専門家という構図の設定自体が妥当かどうか、という前提も問われなければならない。上述の分析から、日本における法律の専門性が、実際には柔軟的なものであることがわかる。法情報は、法律学の実践とその専門知を内容とした情報であることが自明であるとしても、法の専門性に関する認識の変化に伴い、その性質もまた変化する可能性がある。

⁷⁷ 平井宜雄「現代法律学の課題」『法律学基礎論の研究 平井宜雄著作集Ⅰ』（有斐閣、2009）34-36頁を参照。

第一節でみた『日本人の法意識』の伝達史は、そうした変化を鮮明に反映している。もともと専門家発信の法情報は、読者層の状況によって「非法学的」—専門性の不足を指摘される—と評価される場合もあることが示された。また、第二節でみた通時的な法学方法論の変化からわかるように、日本の法律専門家にとっては、社会発信と専門発信両者の境界線は曖昧であると理解するのが妥当である。

専門性については 早期の学者が職業についての類型化 (taxonomic definition)、すなわち各職業を区別する作業を通して専門の領域を確認するような作法を用いている⁷⁸。ただし、そうすると、どのような場面で専門家と半専門家また素人を区別できるかという方法論上の問題が残る。こうした問題の解決を目指して、70年代以後、社会学者は専門家の自主性 (professional autonomy) と専門的地位 (professional status) という、二つの概念を提示し分析を進めてきた。その成果の一つは、就職資格の決定権について、業界内部が握り、専門知識 (formal knowledge) に対するコントロール (制度化ともいえる) を実現することである。従って、専門家の自主という発想が職業の核心となっている⁷⁹。ただ、その職業において自主的に内部化する傾向 (endogenous concept) が生じることにも注意すべきである。そうした考えに従えば、法の専門性は法律関係の職業にある人々が決めることになる。

これに対して、外部との関係によって、専門性をコントロールする現象も見られる⁸⁰。専門性に関する理解は、誰がこの生産と消費の関係に影響を与えるかということを明らかにすべきであるとされる⁸¹。そして、職業地位について、職業の内部的地位 (intraprofessional status) と公共的地位 (public status) とを分けて、内部的地位に関しては職業の純粋

⁷⁸ Millerson・G, *The Qualifying Associations*, Routledge and Kegan Paul press (1964), pp.52

⁷⁹ 専門知識は職業の形成に対する影響を考察した先駆として、Eliot Freidson の *Professional powers : a study of the institutionalization of formal knowledge*, The University of Chicago Press (1986) がある。

⁸⁰ Terence James John, *Professions and power*, Macmillan press (1972), pp.45

⁸¹ Abbott. Andrew, *Status and Status Strain in the Professions*, 86 *American J. Of Sociology* (1981), pp.819-35.

さ（非専門的な作業を排除すること）が重要であり、公共的地位に関しては安定性（社会構築における固有の役割）が不可欠であること⁸²が指摘された。

専門的地位に関しては、例えば弁護士業の場合、依頼者から受任した法律問題を処理する業務であり、その依頼者の地位—例えば消費者問題などの日常のトラブルか、国際仲裁などの商事案件か—が弁護士の地位に影響し、弁護士業務の専門性に対する評価にも連動するという結論が複数の実証的研究から証明された⁸³。一方、歴史的な観点から法の公共的地位を検討する研究も存在する。Karpik のフランス弁護士業の研究によれば、19世紀のフランス弁護士 (avocat) の狙いは、経済的利益ではなく、市民の代理人として (spokesmen for the public) 国家権力を監視して、民衆の意見を代弁することにあった。その役割から、職業の独立性、社会的地位あるいは政治的な役割が形成されていくとされる。しかしながら、政治体制の安定化と伴に、そうした役割へのニーズは弱くなり、古典的な弁護士 (classical bar) からサービス業的な弁護士 (business bar) へと変化した⁸⁴。専門性に関する判断は、特殊な教育背景（法学教育）や法曹資格など内部基準に加え、提供した法的サービスを

⁸² Austin Sarat & William L. F. Felstiner, *Divorce Lawyers and Their Clients: Power and Meaning in the Legal Process*, Oxford University Press (1997) pp153.

⁸³ 弁護士業について「二つの半球」という有名な理論がある。すなわち個人法務の弁護士と会社（企業）法務の弁護士を分けて、収入、地位などは構造的に大幅に異なっており、同じ弁護士といえどもまるで違う半球に住んでいるような状況を指している。そうした現象は、アメリカだけではなく、他の地域においても現在まで続いているように見られる。Abel, Richard L. (1989) *American Lawyers*. Oxford University Press; John P. Heinz / Robert L. Nelson / Edward O. Laumann / Rebecca L. Sandefur, (2005) *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press; Liu Sida (2008) *Globalization as Boundary-Blurring: International and Local Law Firms in China's Corporate Law Market*, Law & Society Review (42-4) を参照。

⁸⁴ 例えば、Lucien Karpik (1988) = translated by Nora Scott, *French lawyers : a study in collective action-1274 to 1994*. Oxford University Press (1999) は弁護士の役割変化を記述した。

めぐる活動の性質にも左右されるだろう。

では、法律家はどうして情報発信を行うか。少なくとも、以下の二つの側面が考えられる。

①法学の内容は、情報という形で現れる。その情報に関しては、知識の構成に法律専門家の自主規制が働き、従って法律専門家自身が情報のゲートキーパーとなる。専門性の観点から見れば、案件の処理など法学（業界）内の評価は法情報の質を担保する面が浮き彫りになる。その意味で、第三節の法解釈学の論争も法情報に対する認識に影響を与えられている。

②社会における法の役割と効果を証明する外的観点は、専門の言説に対しても一定の影響を持つ。というのも、法的知識と一般的知識のギャップ (knowledge gap) に関する評価によっては、法的言説の地位は変化する可能性があるからである。そしてその評価は、社会構造の変化に関わることもある。第2節で取り上げた民法学の教授としての川島武宜に対して、内部的地位の観点から彼の専門能力を疑うことは考えにくい。ただし、時代、地域など社会的条件に影響される、『日本人の法意識』をめぐる評価の変化は、それが教養新書という外的な側面の強いコミュニケーションという性質を備えていることとも無関係ではないだろう。

専門性は法情報にとって重要である。専門をより把握できる法律専門家は法情報の形成をコントロールできる、という従来の結論は、まったく的外れではない。ただし、それが果たして法情報面における法学者の「特権」を意味するかに関しては、本論は慎重的である。法の専門性自体は固定的なものではなく、当該社会における法律学という学問の役割と連動していると考えられるし、従って、一般人向けの法情報と専門家向けの法情報との間に本質的差異が存在しないと考えられるからである。肝心なのは、どんな情報をどんな場面において「法」として扱うかという選別の問題であり、また広い意味で来栖が提示した「法源」の議論に繋がると思われる。

このように法の専門性という観点からすると、裁判という空間における情報活動（審判）だけではなく、少なくとも法律専門家の情報発信をダイナミックに捉え直す必要がある。第三章で述べたように、歴史的な

観点から見れば、日本社会における法の理解は、裁判、契約などの行動の面よりも、法学的な思考や論理などの情報を扱うことから始まり、西洋的知を代表するものとしてまず日本社会及び学問に対して影響を与えたことを注意しなければならない。その影響もあって、日本の法律学において外部からの情報を重視する伝統が存在する。情報収集としての法的コミュニケーションの場においては、比較法的な作業やトレーニングが依然として重視される傾向から、こうしたことを傍証できるかもしれない⁸⁵。第2節で検討した『日本人の法意識』は社会の規範意識という一見専門の法解釈とは程遠い問題を扱っている。その現象は、司法業務を中心に法専門性を評価する従来 of 理論からすれば、やや奇妙なことにも思える。

ただし、以上のように、日本社会の法継受という背景を考慮するなら、法情報には司法・立法の資料以上の意味を持つことが理解できる。司法・立法の資料以上の意味とは、知識や「情報」も含めた一定の感覚（法意識）が共有されている、あるいは共有されていると信じる、という法的コミュニティの存在に関わる社会的な営みにある⁸⁶。具体的に、これまで第一部で扱った新聞、雑誌や書物で法制度・法理念に関わる発信活動を通して、「法」に関する認識が形成していくことがわかる。そこには、法情報の質については言説の生産と流通、著者―編集者―読者の関係性、またそれらの背景にある社会環境などといった変数が含み込まれた形で評価されることにほかならない。

⁸⁵ 法学研究者の養成については、例えば、星野英一「日本における民法学の発展と法学研究者の養成」『法実務、法理論、基礎法学の再定位－法学研究者養成への示唆－』（日本評論社、2009）168－187頁を参照。

⁸⁶ ここでは、共感によってコミュニケーションとコミュニティの関係性を重視する立場に立っている。その考えは、古典的な文脈でジンメル of 相互作用論や、現代的な文脈では actor-network theory にも見られるものである（桑原司「シンボリック相互作用論の方法論的立場」『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』第6巻第2号、Bruno Latour、*Reassembling the social : an introduction to actor-network-theory*, Oxford University Press (2007) pp30-31、などを参照。その概念構成を出版産業に適用する研究としては、長谷川一『出版と知のメディア論』（みすず書店、2003）34－36頁を参照。

以上の結論に従えば、法情報の質をめぐる議論は、結局利益関係者（集団）の力関係に応じて決まるのではないかと理解されることも予想できる。従って、法情報の質に関する基準の設定が不可能である、という主張まで浮上するかもしれない。ただ、本論はそこまで悲観的ではない。法情報の生産に関しては、新聞か法律雑誌にせよ、読者層の違いにもかかわらず、いずれ法律専門家の情報に依存しなければならない部分が明らかである。それは、法律学の知的権威は消えていないことを意味する。問題は、こうした知的権威と法情報の関係性にある。

法制度の基本的枠組に関わる法改正が頻繁に行われている現在は、司法中心の法システムと違って、裁判司法に精通する法律専門家以外の人でも法に関する意見の表明ができており、むしろその意見を重視されるようになった。ただ、情報発信における法律学の多義性が存在する限り、専門性を基準として法情報を仕分けするいわゆる gatekeeper としての機能がうまく働かないことも推測される。つまり、日本の法情報環境においては、法律専門家は正しい法情報を判断する「者」としては機能しなくなる。実際、上述の新聞や法律雑誌に関する近年の状況から、こうした推測は現実のものとなっていくとも伺える。それに対処する策として、上述の平井理論はマクロの正当性とミクロの正当性を打ち出した。ただし、第1部の検討を通して、情報としての法的コミュニケーションにおいて、新聞、法律雑誌、法律専門家自分の言説さえ、平井が提唱した二つの正当性は常に混在し、さらに当事者体験・感情とつながるなど、新たな基準も見られる。こうなると、法教義学として展開される論理と政策決定における法的議論という二分法が、果たして現実の法情報を精密に捉えているのかということについて、検討の余地は残る。ある法制度をめぐる様々な法情報がどのように関連しているか、それらの間の整合性は取れるのか、という問題の解決はまだ先にある。本論の第2部では、ある法改正（2010年の公訴時効改正）についての検討を通じて、こうした多様な法言説の交錯を考察し、答えの糸口を探し求めていくことにしたい。

（未完）

〔付記〕本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「法と情報空間—

現在日本における法情報の構築と変容」(2014年3月25日学位授与)に加筆・修正したものである。執筆にあたって、日本学術振興会「特別研究員奨励費 研究課題：『感情立法』の形成とその限界—公訴時効をめぐる法の存在形態をてがかりに(2012～2013年度)」(課題番号24・5204)の助成を受けた。